

# 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」 操作マニュアル（省エネ法・荷主）

**EEGS（イーグス）：**  
Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures  
Online Reporting System

---

## <はじめに>

### ■ 本書について

- ・本書は「記入要領」と「EEGS操作マニュアル」を統合した**標準版マニュアル**です。この1冊だけで、報告書作成に必要な基本的な作業はすべて完結できます。

### ■ 本書でできること

- ・記入ルール（記入要領）の要点を確認できる。
- ・EEGSの操作方法を手順に沿って把握できる。
- ・報告書作成の一連の流れを迷わず進められる。

### ■ より詳しい情報が必要な場合

- ・本書は標準的な内容に絞ってまとめています。
- ・詳細仕様や特殊ケースを確認したい場合は従来の「[記入要領](#)」および「[EEGS操作マニュアル](#)」を参照してください。

# <目次>

## I. 省エネ法の解説 2

- 省エネ法の義務 3
- 判断基準と管理標準 7
- 原単位の管理 12
- 省エネ政策 13

## II. 報告書作成の事前準備 15

- 報告書作成の工程 16
- EEGSの概要 17
- EEGSの利用の流れと操作手順 23
- 基本情報の入力・確認の流れと操作手順 35
- 事業者情報の入力 37
- 担当者の登録 40
- お知らせ情報の確認・登録 48

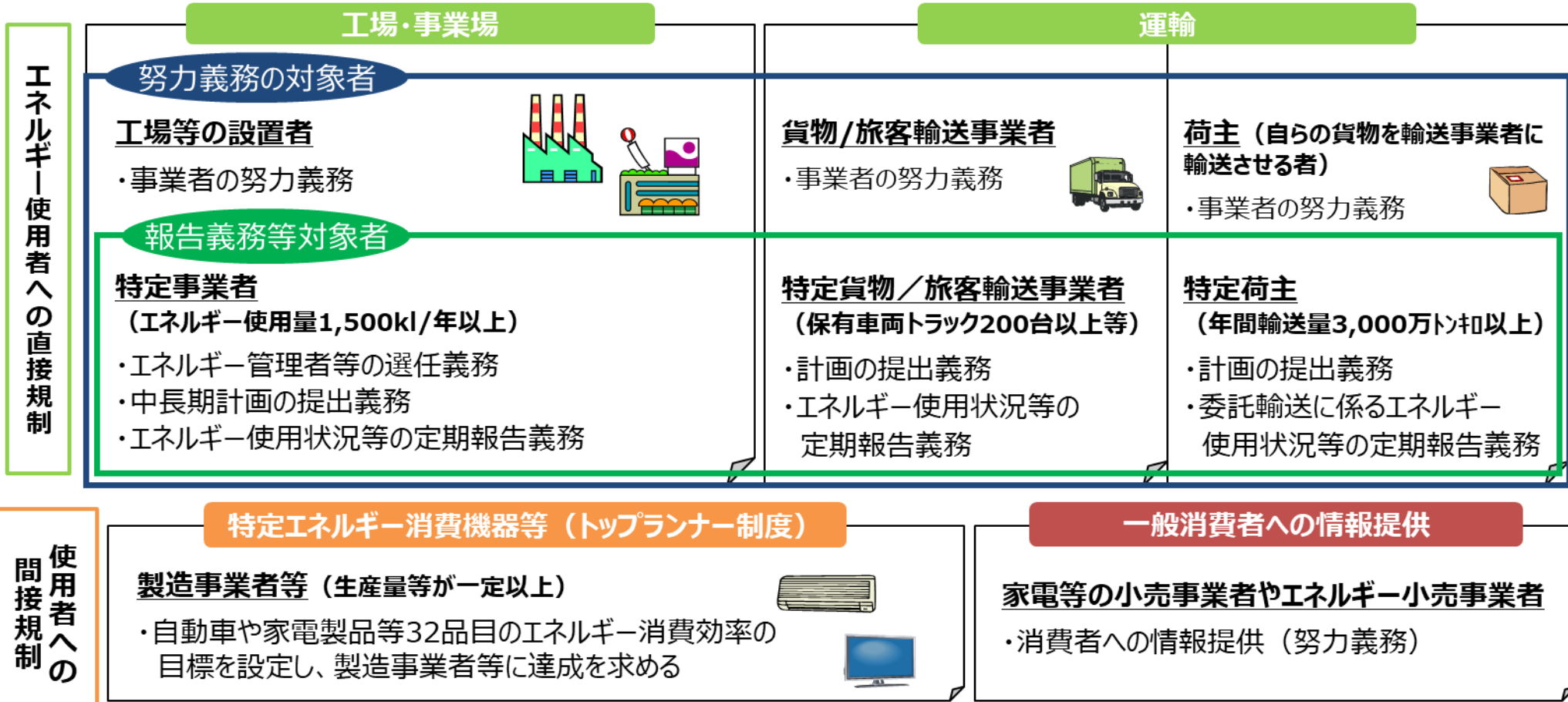
## III. 報告書作成方法 52

- 報告書の作成・提出の流れと操作手順 53
- エネルギー使用量の入力 55
- エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 77
- 証書等による非化石エネルギー使用量の入力 79
- 前年度の報告データの取り込み・編集 81
- 報告書入力 85
- 添付資料の登録 105
- 報告書ファイルの登録 107
- 中長期計画書の作成 111
- 提出 119
- 取り下げ・差戻しからの再提出 134

## IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介 138

# 省エネ法の義務について（規制対象分野）

- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する指針を示し、一定規模以上の事業者にエネルギーの使用状況等の報告を求めている。



# 省エネ法の義務について（特定荷主の義務）

- 輸送量が3,000万トンキロ以上となった荷主は特定荷主として指定。
- 新たに年度の輸送量が3,000万トンキロ以上となった場合は、貨物の輸送量届出書を提出。

輸送量3,000万トンキロのイメージ



- 東京－大阪間、片道600kmを1日20台、1台あたり11tの荷物を積んで年間240日輸送させた場合、 $600 \text{ (km)} \times 20 \text{ (台)} \times 11 \text{ (t)} \times 240 \text{ (日)} = 3,168 \text{ 万トンキロ}$  となる。

# 省エネ法の義務について（中長期計画書の作成）

- 特定荷主は、年 1 回、中長期計画書を作成して提出。
- エネルギーの使用の合理化や非化石エネルギーへの転換にかかる計画を提出。

## （1）中長期計画の作成

---

### ①エネルギーの使用の合理化

#### 計画例

- ・事業部ごとの省エネ責任者の設置
- ・モーダルシフト実施のためのマニュアルを策定 等

### ②非化石エネルギーへの転換

#### 計画例

- ・2030 年度における非化石エネルギー自動車の使用台数割合の目標
- ・2030 年度における充電インフラ整備の目標
- ・特殊車両の非化石エネルギーへの転換の技術開発・実証試験 等

# 省エネ法の義務について（定期の報告）

- 特定荷主は、年1回（毎年6月末日まで）、エネルギーの使用合理化や非化石エネルギーへの転換の内容について、主務大臣に報告する義務。

## （2）定期の報告

### ① エネルギーの使用の合理化

#### 報告内容

・ 輸送に係るエネルギー使用量

・ エネルギー使用原単位 =  $\frac{\text{輸送に係るエネルギー使用量}}{\text{輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値※}}$

・ 省エネ措置の実施状況

・ エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量 等

※貨物輸送量[トンキロ]、貨物重量、売上高 等

### ② 非化石エネルギーへの転換

#### 報告内容

・ 非化石エネルギー自動車（及び HEV）の使用台数割合 =

$\frac{\text{非化石エネルギー自動車（及び HEV）の使用台数}}{\text{自家用・荷主専属用輸送に使用するトラック台数}}$

・ 充電インフラ整備の実施状況

・ 大型貨物自動車・特殊車両の非化石エネルギーへの転換に向けた実証実験 等

### ③ 電気の需要の最適化（任意）

貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送について、再エネ出力制御時や電気の需給逼迫時に応じて、系統電気を使用した貨物輸送の時間変更や EV、PHEV 等の充電時間の変更等の取組について報告することができます。

# 省エネ法の解説（荷主が遵守すべき判断基準）

- 荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、以下に示す諸基準を遵守することを通じて、省エネルギー対策の適切かつ有効な実施が求められます。

## 荷主の合理化の判断基準

### I. エネルギーの使用の合理化の基準

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、以下に示す諸基準を遵守することを通じて、省エネルギー対策の適切かつ有効な実施が求められます。

#### 1. 共通的な取組

##### (1) 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に対する取組方針を定めるほか、責任者を配置し、エネルギーの使用の実態等を正確に把握する。

##### (2) 輸送効率向上のための措置

輸送効率を考慮した商品の開発や荷姿の設計、貨物の輸送距離の短縮、燃費の向上、計画的な貨物の輸送に努める。

##### (3) 準荷主との連携

準荷主と調整し、貨物の輸送頻度や納品回数の削減、リードタイムの見直しを実施する。

##### (4) 取組に関する情報の開示

エネルギー消費原単位に関する情報の開示について検討すること。

#### 2. 主に企業向けの大口貨物の配送効率向上の取組

配送の計画化や平準化につながる発注等による積載率の向上を図るほか、エコドライブ支援機器の導入への協力、自営転換やモーダルシフトの推進、輸送機器の大型化を図る。

#### 3. 主に消費者向けの小口貨物の配送効率向上の取組

消費者による配達予定日時や受取場所の指定を可能とし、その変更に対応する等により、再配達の削減等を図る。

# 省エネ法の解説（荷主が遵守すべき判断基準）

- 荷主は、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

## Ⅱ. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

### 1. 共通的な取組

#### (1) 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物輸送に係る省エネを進めるための中長期的な目標を設定し、その目標達成に向けて効果等を検証し、さらに効果的な取組を行う。また、貨物輸送事業者の従業員に対する教育、研修等への協力や、サードパーティーロジスティクスの活用に努める。

#### (2) 関連インフラの整備

物流施設及び物流拠点について、機械化、自動化、適正配置や集約、業務の効率化に配慮した整備や、国内物流EDI標準、RFID、一貫パレチゼーション、車両動態管理システム等の活用により荷役の簡略化を図る。

#### (3) 貨物輸送事業者等との連携

荷主及び貨物輸送事業者その他の関係者の連携を深めるための定期的な懇談会や検討会の設置及びそれらへの参画を通じた情報交換を行うとともに、環境に配慮している貨物輸送事業者の選定に努める。

#### (4) 環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

製品使用後の廃棄物、リサイクル資源等の輸送をあらかじめ考慮した製品開発や、貨物輸送に併せて出庫時間を調整できるような生産体制の構築等に努める。

### 2. 主に企業向けの大口貨物の配送効率向上の取組

貨物輸送事業者や準荷主と連携し、輸送量の平準化等による輸送効率向上、共同輸配送や帰り荷の確保による実車率の向上、予約受付システム等の活用による荷待ち時間の縮減に努めるとともに、燃料消費率又は電力消費率に関する性能の優れた自動車等の導入に協力する。

### 3. 主に消費者向けの小口貨物の配送効率向上の取組

自宅における直接受け取り以外の受け取りやすい手法等を活用した再配達削減、消費者への啓発に努める。

# 省エネ法の解説（荷主が遵守すべき判断基準）

- 荷主は次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施が求められます。

## 荷主の非化石エネルギーへの転換の判断基準

### I. 非化石エネルギーへの転換の基準

荷主は次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施が求められます。

なお、非化石エネルギーへの転換に関する措置の中にはエネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意してください。

#### 1. 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に対する取組方針を定めるほか、責任者を配置し、エネルギーの使用の実態等を正確に把握する。加えて、定期報告に関する情報の開示を検討する。

#### 2. 貨物輸送事業者等との連携

- ① 貨物輸送事業者と連携して、非化石エネルギー自動車（※）、非化石エネルギーを使用する鉄道、船舶又は航空機を選択し、非化石エネルギーへの転換を図る。  
※ EV、水素自動車（FCVを含む）、PHEV 及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車
- ② 非化石エネルギーの充電又は充電時間を適切に設定することや積載量又は航続距離等に応じて適切な輸送機器を選択することを通じて効率的に運行又は運航できるよう、他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して配送計画を検討する。

# 省エネ法の解説（荷主が遵守すべき判断基準）

- 非化石エネルギー自動車の台数の割合について8 t 以下は5 %を目安として、2030年度における目標を定め、非化石エネルギーへの転換の計画的に取り組むべき措置によりこの実現に努める。

## Ⅱ. 非化石エネルギーへの転換の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、自家用及び荷主専属用輸送で使用する貨物自動車（車両総重量8トン以下）の台数に対する非化石エネルギー自動車の台数の割合について5 %を目安（※）として、2030年度における目標を定め、この実現に努めるものとします。

※ 非化石エネルギー自動車の他に、ハイブリッド自動車（HEV）の使用台数も、取組評価の参考事項として考慮します。

また、貨物自動車（車両総重量8トン超）の使用割合や充電設備の設置数などについても、荷主自らが先行的に目標を設定して実現に取り組むこともできます。

### 1. 取組方針の作成とその効果等の把握

輸送機器ごとに定められた目安を参照し、非化石エネルギーへの転換の目標を定め、その目標に関する中長期的な計画の策定や実施に当たっては、必要とする非化石エネルギー自動車の台数等を書面及び電子的方法により貨物事業者に対して示した上で、協議を行う。

また、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行う。

### 2. 関連インフラの整備

他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して、非化石エネルギーを使用する輸送機器の導入を後押しし、円滑な運用を図るため、荷役作業等の時間を利用して非化石エネルギーの充電又は充電するための関連インフラを整備する。

### 3. 貨物輸送事業者との運賃等の設定に係る協議

非化石エネルギー自動車での貨物輸送を発注することにより、貨物輸送事業者において生ずる非化石エネルギー導入費用の運賃等への反映について貨物輸送事業者から協議の要請がある場合には、同協議に応じることとし、その上で、同費用を運賃等設定における考慮要素とするよう努める。

# 省エネ法の解説（判断基準の遵守状況）

- 第7表での報告は、「判断基準の順守状況」を項目ごとにチェックする様式になっています。

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1 共通的な取組

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 <input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない	責任者の配置実施中 <input type="checkbox"/> 全ての部門で設置している <input type="checkbox"/> 大半の部門は設置している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計画の策定 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	報告と指示 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	社内研修体制の整備 <input type="checkbox"/> 整備済み <input type="checkbox"/> 整備中 <input type="checkbox"/> 未整備	エネルギー使用実態等 のより正確な把握 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	エネルギー使用実態等 の把握方法の定期的確認 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃料使用量の情報提供 及び算定方法 <input type="checkbox"/> 情報提供なし <input type="checkbox"/> 情報提供ありー燃料法 <input type="checkbox"/> 情報提供ありー燃費法 <input type="checkbox"/> 情報提供ありートンキロ法 ※ 割合の多いものを選択
輸送効率向上のための措置	商品や荷姿の標準化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	製品や包装資材の軽量化、小型化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	輸送ルートの工夫 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃費向上のための貨物の輸送の見直し <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	計画的な貨物の輸送 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	/	/	/

# 省エネ法の解説（エネルギー使用原単位）

- 改正省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図る必要があります。
- エネルギーの使用の合理化に関する取組はエネルギー使用原単位により評価を行います。

$$\cdot \text{エネルギー使用原単位} = \frac{\text{輸送に係るエネルギー使用量}}{\text{輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値※}}$$

※貨物輸送量[トンキロ]、貨物重量、売上高 等

# 省エネ政策（支援策）

- 運輸部門における補助金制度等については、資源エネルギー庁のホームページ等で最新情報を収集。  
URL:[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/support/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index.html)

## 用 運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金

最終エネルギー消費量の約2割を占める運輸部門において、2030年省エネ目標や2050年CNを実現するためには、省エネの更なる深堀に加えて非化石エネルギーへの転換を図ることが重要です。このため本事業においては、サプライチェーン全体の輸送効率化や、トラック輸送や内航海運を対象として、更なる省エネや非化石転換に向けた実証に対する支援を実施するとともに、その成果を展開することで、効果的な取組みを広く普及させることを目指します。

○公募情報（令和7年度事業について現在HPを準備中。以下リンク先は令和6年度情報を掲載）

・新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

➔ [詳細はこちら](#)

・トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業

➔ [詳細はこちら](#)

・内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業

➔ [詳細はこちら](#)

# 省エネ政策（支援策つづき）

- 省エネ設備への更新にあたって支援補助金制度があるので、資源エネルギー庁のホームページ等で最新情報を収集。

URL:[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/support/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index.html)

## 「令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業（トラック）」の公募について

令和7年3月31日

環境省の令和6年度補正予算「商用車等の電動化促進事業」（国土交通省・経済産業省連携事業）のうち、トラックについて、執行団体である一般財団法人環境優良車普及機構が、本日から補助金の交付申請の公募を開始します。

### 1. 事業概要

本事業は、環境省を中心に国土交通省と経済産業省が連携し、商用車等の電動化のための車両及び充電設備等の導入に対して補助を行うことにより、車両の価格低減やイノベーションの加速を図り、自動車等の運行に由来するCO2排出量を削減するとともに、価格競争力を高めることを目的としています。

具体的には、省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画作成義務化に伴い、野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、電動化（BEV、PHEV、FCV ※1等）された商用車（トラック・タクシー・バス）等及び充電設備※2の導入費を集中的に支援します。

※1 BEV：電気自動車

PHEV：プラグインハイブリッド車

FCV：燃料電池自動車

※2 車両と一体的に導入されるものに限る

# <目次>

## I. 省エネ法の解説 2

- ・ 省エネ法の義務 3
- ・ 判断基準と管理標準 7
- ・ 原単位の管理 12
- ・ 省エネ政策 13

## II. 報告書作成の事前準備 15

- ・ 報告書作成の工程 16
- ・ EEGSの概要 17
- ・ EEGSの利用の流れと操作手順 23
- ・ 基本情報の入力・確認の流れと操作手順 35
- ・ 事業者情報の入力 37
- ・ 担当者の登録 40
- ・ お知らせ情報の確認・登録 48

## III. 報告書作成方法 52

- ・ 報告書の作成・提出の流れと操作手順 53
- ・ エネルギー使用量の入力 55
- ・ エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 77
- ・ 証書等による非化石エネルギー使用量の入力 79
- ・ 前年度の報告データの取り込み・編集 81
- ・ 報告書入力 85
- ・ 添付資料の登録 105
- ・ 報告書ファイルの登録 107
- ・ 中長期計画書の作成 111
- ・ 提出 119
- ・ 取り下げ・差戻しからの再提出 134

## IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介 138

# 報告書作成の工程

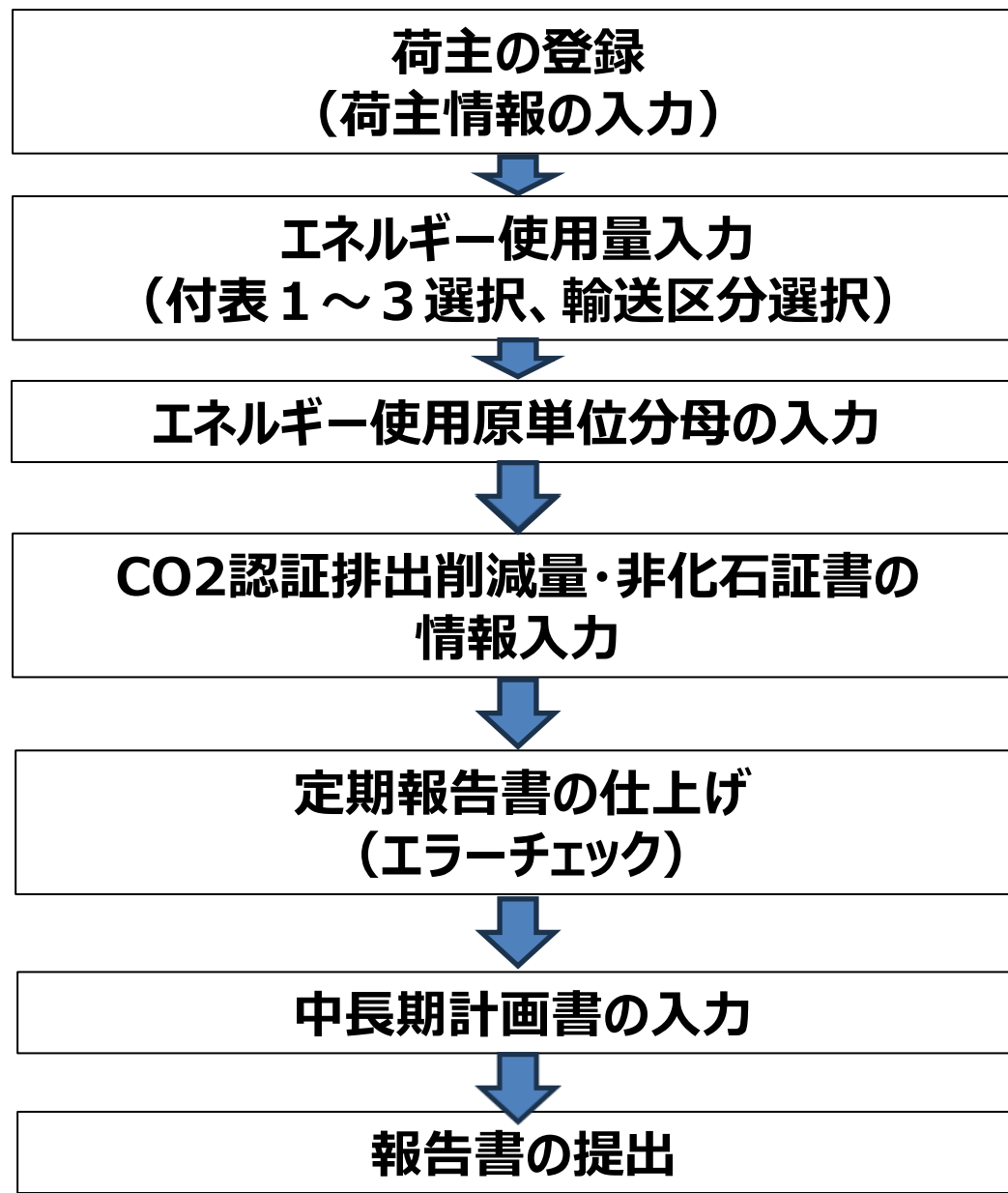
- EEGSを使用する際のアカウント申請から報告書提出までの各工程では、エネルギー使用量の把握や報告書提出前チェックなどに時間がかかるので早めに着手してください。

## 作成の工程と準備に要する時間の目安

1. EEGSのアカウント申請（1日）  
（省庁からアカウントの発行を受けるには、2週間程度時間を要します。※時期によってはさらに時間を要する可能性もあるため、はやめの申請をお願いします。）
2. 各事業所へのアカウント発行・初期登録（1週間）
3. 各事業所・貨物輸送事業者等のエネルギー使用量の把握とEEGS入力  
（1か月）
4. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出（1週間）

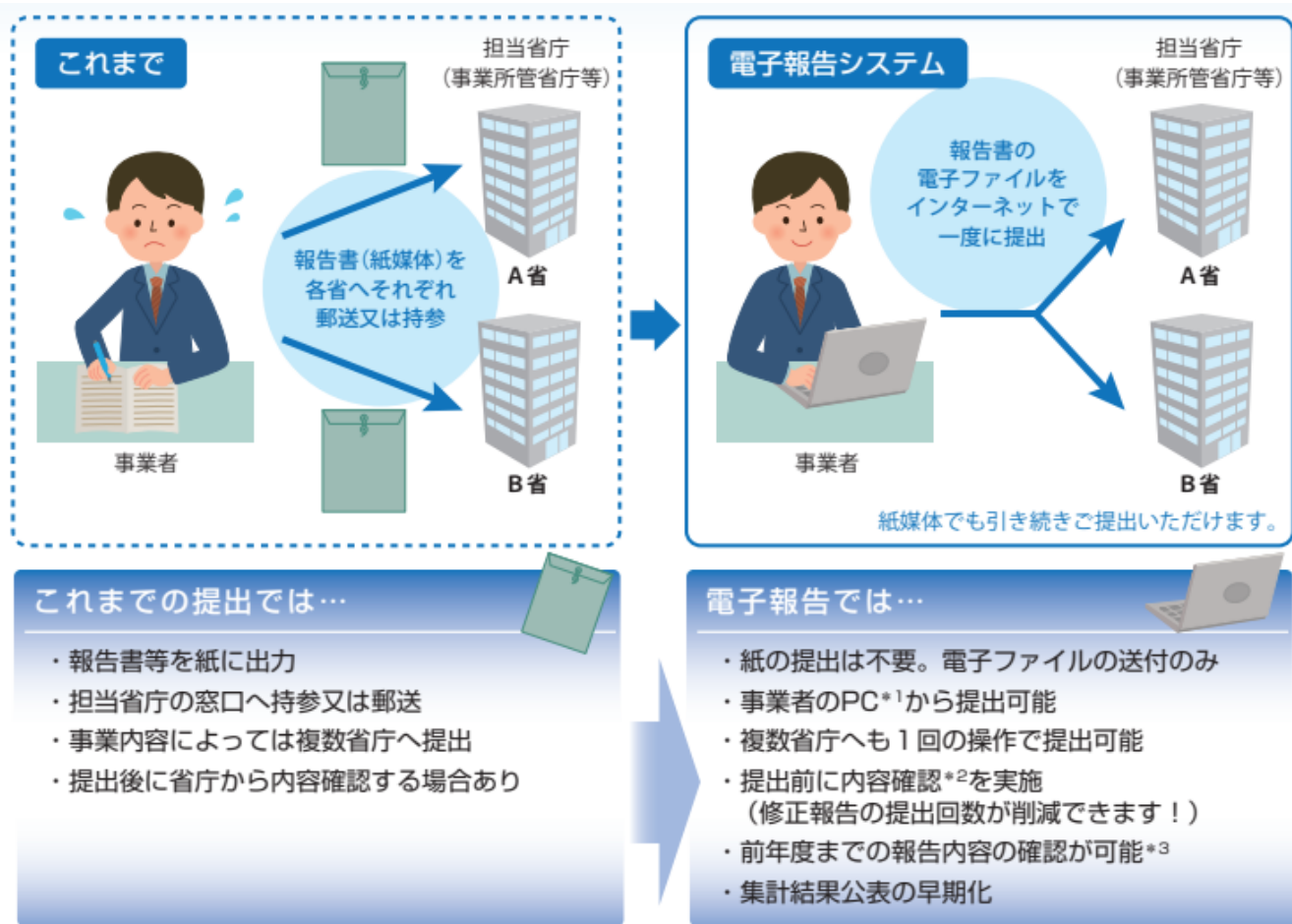
# EEGS入力操作の概要

- ログイン後のEEGSでの入力下記の流れです。



# EEGSの目的

- EEGSでは、省エネ法・温対法・フロン法の報告書の作成から提出までをワンストップで行うことができます。



\*1：インターネットに接続できるPC

(ウェブブラウザ (Microsoft Edge, Google Chrome, Firefox) の他に、新たなアプリケーションをインストールする必要はありません。)

\*2：電子報告での提出時にシステムで内容の一部について形式チェックをします。

\*3：本システムで提出いただいた報告書は、本システムで5年間確認できます。

# EEGSの位置づけ・利用条件

- 報告書はできる限り、紙媒体ではなくEEGSで提出してください。
- EEGSの利用に際しては、「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。

## EEGSの 位置づけ

- 省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、**原則としてEEGSを使用**していただく想定です。
- 従来提供されていた省エネ法（工場・荷主）及び温対法の報告書作成支援ツールは利用を停止しております。

## EEGSの 利用条件

- EEGSの利用に際しては、**「電子情報処理組織使用届出書」を紙媒体で提出**していただく必要があります。
  - ✓ 省エネ法・温対法の電子報告とフロン法の電子報告は、別々に使用届出書を出していただく必要があります。
- ただし、**「GビズID」をお持ちの場合は、電子申請が可能**です。

# EEGS利用に際しての注意事項

- EEGSで報告書を作成・提出できないケースがあります。

## EEGSで報告書を作成・提出できないケース

- **省エネ法で、連携省エネルギー計画の認定を受けている非特定事業者の場合**  
→省エネ法定期報告書は、EEGSを使わずに、定められた提出先に提出してください。
- **省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者の場合**  
→報告書作成支援ツールで省エネ法定期報告書（輸送）を作成し、EEGSにアップロードしてください。

※上記どちらに該当する場合でも、温対法報告書はEEGSで作成・提出可能です。

※**省エネ法（工場）の定期報告書と温対法報告書の両方を提出する場合、システムの都合上、温対法の報告書も外部ツールを利用せず、EEGSに入力する形で作成して提出してください。**

## 2025年度から使用可能となった機能

- 省エネ法中長期計画書（輸送）の作成機能
- 省エネ法定期報告書・中長期計画書（工場）の開示宣言機能

# EEGSのアクセス先

- EEGSのアクセス先は以下の通りです。

## EEGS利用申請画面<ログインIDが無い場合>

<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/>

## EEGSログイン画面<ログインIDがある場合>

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>

## EEGSに関する情報提供ポータルサイト

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

# システム操作における注意点

- システム操作において不明な点があれば、システムヘルプデスクにお問い合わせください。

## 使用できるブラウザ

- Microsoft Edge, Google Chrome, Firefox
- ※ Internet Explorer はサポートが終了するため、対応していません。

## システム操作上の 注意点

- ブラウザの「戻る」ボタンをクリックしたり、各種画面の操作ボタンをダブルクリックしたりすると、エラーが発生して入力した内容が消えてしまうおそれがあるため、使用しないでください。
- 180分操作がないと自動でログアウトします。その場合、保存していない情報は破棄されます。

## EEGSの稼働時間

- 4月～8月 : 土日祝日を含む24時間  
※ただし、定期メンテナンスのため、毎週水曜日19時～木曜日9時はシステム停止いたします。
- 9月～3月 : 平日 7:00 ~ 23:00

## EEGSのマニュアル・ 問合せ先等

- EEGSポータルサイトをご参照ください。  
<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

※EEGSの操作方法についてはシステムヘルプデスク、報告書の内容などシステム操作以外の内容については各制度のヘルプデスクにお問い合わせください。

# EEGSの利用の流れと操作手順

---

# アクセスキー、ログインID、パスワードの発行・確認方法

- 事業者ユーザがログインIDを忘れた場合は事業者（事務局）ユーザに確認して下さい。
- 事業者（事務局）ユーザがログインIDを忘れた場合は届出書を提出した省庁に確認してください。

下表の「制度所管省庁」とは、所轄の（定期報告書を提出している）経済産業局を指します。

	事業者ユーザ	
	事業者（事務局）	事業者
アクセスキー	制度所管省庁がEEGSで発行し、郵送または電子メールで通知。	/
アクセスキーを忘れた場合	制度所管省庁がEEGSで再発行し、郵送または電子メールで通知。	
ログインID	ユーザ自身がEEGSで発行。 ※IDはEEGSが自動設定	事業者（事務局）がEEGSで発行。 ※IDはメールアドレス
ログインIDを忘れた場合	制度所管省庁がEEGSで確認して回答。	事業者（事務局）がEEGSに登録されているメールアドレスを確認して回答。
パスワード	ユーザ自身がEEGSで設定。	初期パスワードがEEGSから電子メールで送られてくるので、初めてログインする際にユーザ自身に変更。
パスワードを忘れた場合	ユーザ自身がEEGSで再発行。	ユーザ自身がEEGSで再発行。
パスワードの有効期限が切れた場合	ユーザ自身がEEGSで再発行。	ユーザ自身がEEGSで再発行。
アカウントがロックされた場合	制度所管省庁がEEGSで解除。 ※パスワード再発行の手順により、ご自身でもロック解除が可能。	事業者（事務局）がEEGSで解除。 ※パスワード再発行の手順により、ご自身でもロック解除が可能。

※省庁の方が、報告書を作成・提出するためにEEGSを使用する場合、電子情報処理組織使用届出書の提出は不要です。  
アカウントが無い場合や、権限のない制度の報告書を作成・提出したい場合は、制度所管省庁にご連絡ください。

- 「電子情報処理組織使用届出書」に必要事項を記入して郵送にて提出します。
- 届出書を過去に提出しているにも関わらず、当該制度の機能が使用できない場合には、システムヘルプデスクにお問い合わせください。

対象事業者	届出様式	様式ダウンロードURL	届出先*1
省エネ法(特定事業者、特定連鎖事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主)*2	省エネ法様式第43	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/</a>	経済産業局
温対法(特定排出者)*3	温対法様式第4	<a href="https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html">https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html</a>	経済産業局 または 地方環境事務所
省エネ法(特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者)	省エネ法様式第27	<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000037.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000037.html</a>	国土交通省 または 地方運輸局
フロン法(特定漏えい者)*4	フロン法様式第4	<a href="https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-4.html">https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-4.html</a>	経済産業省 または 環境省

\*1 :事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所または地方運輸局等に提出してください。  
ただし、フロン法については、経済産業省又は環境省の本省に提出してください。

\*2 :経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、e-Govを用いて電子報告を行っている場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口へご相談ください。

\*3 :省エネ法による電子申請の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。

\*4 :省エネ法又は温対法において使用届出書を提出済であっても、フロン法の使用届出書の提出が必要です。

- GビズIDを持っている場合は、「電子情報処理組織使用届出書」をシステム上で提出することが可能です。
- ご使用のブラウザで「<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/notification>」と入力し、Enterキーを押すと、電子情報処理組織使用届出書を提出するためのログイン画面が表示されます。

ブラウザで「<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/notification>」と入力し、Enterキーを押す



電子情報処理組織使用届出書提出ログイン

 GビズIDでログイン

GビズIDを未作成の方はこちら



電子情報処理組織使用届出書メニュー

報告が必要な制度についての様式を選択して、電子情報処理組織使用届出書を提出してください。

**省工不法・温対法**  
省工不法様式第43を提出する場合（または既に提出済みの場合）、省工不法様式第43もしくは省工不法様式第27を提出する場合（または既に提出済みの場合）

**省工不法（工場等、荷主）**  
対象事業者：特定事業者・特定運送事業者・認定管理統括事業者・特定荷主・認定管理統括荷主

**省工不法様式第43**

**省工不法（輸送事業者）**  
対象事業者：特定輸送事業者・認定管理統括貨客輸送事業者

**省工不法様式第27**

**温対法**  
対象事業者：特定排出者

**温対法様式第4**

**フロン法**  
省工不法・温対法の様式の提出有無に関わらず、フロン法の報告を行う場合は、フロン法様式第4の提出が必要です。

**フロン法**  
対象事業者：特定戻し者

**フロン法様式第4**

提出完了（ログアウト）

いずれかの該当する様式をクリックします。

# (参考)「GビズID」とは

- 「GビズID」とは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。現在GビズIDのアカウントをお持ちでない方は、以下のウェブサイトで作成することができます。<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- GビズIDには、プライム／メンバー／エントリーという3種類のアカウントがあり、EEGSではそのいずれも使用することができます。「GビズIDエントリー」アカウントはオンラインで即時発行されます。

## アカウントの種類

GビズIDには、GビズIDプライム、GビズIDメンバー、GビズIDエントリーという3種類のアカウントがあります。まずはGビズIDプライムがおすすめです。アカウントを作成すれば、行政サービスを全て利用することができます。また従業員用のアカウントを増やすことができます。利用可能な行政サービスについての詳細は[行政サービス一覧](#)をご覧ください。

	アカウント種別	利用可能な行政サービス	アカウントの作成方法
法人代表者 個人事業主	プライム	すべて	審査を行って作成 ※時間がかかる場合があります
従業員	メンバー	制限あり(小)	プライムによる作成
誰でも	エントリー	制限あり(大)	審査を行わず作成

## アカウントの作成



GビズIDエントリーでは、オンライン申請のみが選択可能です。

GビズIDプライムでは、事業区分・マイナンバーカードの保有状況等により、オンライン申請と書類申請の、2つの申請方法をご用意しております。

どちらの申請方法が選択可能かは、申請者の状況によって異なりますので、以下の「GビズIDアカウントの作成をはじめ」ボタンから、申請アカウント・申請方式の判別に進んでください。

GビズIDアカウントの作成をはじめ

### 簡易アカウント

#### GビズIDエントリー

主に行政サービスの閲覧などが利用できる簡易アカウント

- ✓ 行政サービス制限あり
- ✓ 事業をしている人なら誰でも申請可能
- ✓ オンラインで即時発行

※詳しい対応行政サービスは[行政サービス一覧](#)参照

### 標準アカウント

#### GビズIDプライム

情報の閲覧から申請まですべての行政サービスに対応した標準アカウント

- ✓ 行政サービス無制限
- ✓ 法人代表者、個人事業主向け
- ✓ 2つの申請方法を提供  
(オンライン、書類、ともに審査あり)

※審査にかかる時間は、オンライン申請では最短で即日、書類申請では1週間程度です

※オンライン申請にはマイナンバーカードと、下記のスマートフォンが必要です。  
[マイナンバーカード読み取り可能スマートフォンの一覧\(PDF約1MB\)](#)

※詳しい対応行政サービスは[行政サービス一覧](#)参照

プライムアカウント作成後、従業員の方向向けのメンバーアカウントも作成可能

#### GビズIDメンバー

- ・GビズIDプライム取得組織の従業員向け
- ・書類審査 不要
- ・行政サービス 制限あり  
(※詳しくは[行政サービス一覧](#)参照)

エントリーアカウントを申請する

プライムアカウントを申請する

- 省庁で届出書を確認後、1ヶ月程でアクセスキーが郵送、メール等により通知されます。
- 利用申請サイトにアクセスし、「アクセスキー」および「特定排出者コード／特定漏えい者コード」を入力し、「利用申請画面へ」ボタンをクリックします。  
利用申請サイトのURL：<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/>
- EEGSリリース前（旧システム向け）に発行されたアクセスキーも使用可能です。

## 利用申請確認

\*は必須項目です。

## アクセス情報の入力

\* アクセスキー

<半角英数記号10文字まで>

「アクセスキー」を入力します。

\* 特定排出者コード／特定漏えい者コード

<半角数字9文字まで>

「特定排出者コード／  
特定漏えい者コード」を入力します。

アクセスキーと特定排出者コード／特定漏えい者コードを入力して「利用申請画面へ」ボタンを押してください。

クリックします。

Internet Explorerのサポート終了（2022年6月）に伴い、EEGSご利用の際のブラウザは、Firefox、Google Chrome、Microsoft Edgeをご使用ください。

- 利用申請（ワнтаイムURL）画面で情報を入力し、「申請実行」ボタンをクリックします。
- EEGSにログインする際に用いるパスワードはここでご自分で設定いただきます。  
パスワードには、**英大文字、英小文字、数字、記号の4種類を含む8桁以上**の文字列を設定してください。
- クリック後、利用申請の登録完了メッセージが表示されます。

省工手法・漏対法・フロン法電子報告システム

### 利用申請(ワнтаイムURL)

アクセスキー   
\* は必須項目です。

**事業者種類**

省工手法    漏対法    フロン法

**省工手法**

事業分野  工場等    荷主    輸送事業者  
指定区分   

**事業者情報**

特定排出者コード/特定漏えい者コード   
特定事業者番号/特定連鎖化事業者番号  
※省工手法(特定事業者・特定連鎖化事業者)のみ   
法人番号

事業者名

\* 事業者名(ふりがな)

\* 郵便番号  [郵便番号から住所を取得](#)   郵便番号がわからない場合はこちら

\* 都道府県

\* 郵便番号  [郵便番号から住所を取得](#)   郵便番号がわからない場合はこちら

\* 都道府県

\* 住所

\* 住所(ふりがな)

**取捨選択**

\* 部署/役職名

担当者

担当者のふりがな

\* 電話番号

FAX番号

メールアドレス

パスワード

\* パスワード(確認用)

クリックします。

- 利用申請の登録完了後、EEGSからワンタイムURL発行メールが送信されます。
- メールに記載のURLをクリックすると、ログインID発行画面が表示されます。  
利用申請（ワンタイムURL）画面で登録したパスワードを入力し、「ログインID発行」ボタンをクリックしてください。
- クリック後、EEGSからメールでログインIDが通知されます。

## ログインID発行

## パスワード入力

パスワード

.....|



&lt;半角英数字記号20文字まで&gt;

パスワードは、英大文字、英小文字、数字、記号の4種類の文字を含む8桁以上の文字列とすること。

パスワードを入力し、ログインID発行ボタンを押して下さい。

ご登録されているメールアドレスへ、発行されたログインIDが送信されますので、ご確認の上、TOP画面よりログインを行って下さい。

ログインID発行

①利用申請（ワンタイムURL）画面で  
自分で登録したパスワードを入力します。

②入力後、クリックします。

- ご使用のブラウザから「<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>」と入力し、Enterキーを押すと、EEGSのログイン画面が表示されます。
- EEGSのログイン画面からログインID（メールで通知されたもの）とパスワード（自分で設定したもの）を入力し、「私はロボットではありません」にチェックを入れて「ログイン」ボタンをクリックすると、ログインができます。

The screenshot shows the EEGS login interface. At the top, there are logos for the Agency for Natural Resources and Energy, the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, and the Ministry of the Environment. Below these is a blue banner with the text "省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)". The main heading is "EEGSへログインをする". A descriptive paragraph explains the system. Below this, a note states that existing accounts from previous systems can be used. The login form consists of three input fields: "ログインID", "パスワード", and a checkbox for "私はロボットではありません". A reCAPTCHA logo is also present. A "ログイン" button is at the bottom. Annotations in yellow callouts point to each field with instructions: "入力します。" (Input) for the ID and password fields, and "チェックします。" (Check) for the checkbox. A "クリックします。" (Click) callout points to the "ログイン" button.

経済産業省  
資源エネルギー庁  
Agency for Natural Resources and Energy

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

環境省  
Ministry of the Environment

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)

### EEGSへログインをする

EEGS (イーグス) Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting systemとは、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

「旧 省エネ法・温対法電子報告システム」「旧 フロン法電子報告システム」のアカウントは、そのままご利用いただけます。

入力します。

入力します。

チェックします。

クリックします。

ログイン

gBiz ID | GビズIDでログイン

# EEGSのホーム画面

- EEGSにログインすると、ホーム画面が表示されます。ホーム画面の左側のメニューから様々な手続きを行います。メニューの説明は次ページ以降をご参照ください。
- ホーム画面にはお知らせ情報が掲載されています。お知らせ情報には通常、受理や差し戻し等の状態や、省庁からのお知らせが表示されます。

The screenshot shows the EEGS home page interface. At the top, there are navigation elements for '留出年度' (2025年), '\*\*\*\*', and '事業所を選択'. The left sidebar contains a menu with items like 'ホーム', '報告書作成から提出までの流れ', 'エネルギー使用量の入力', 'その他：報告書情報の入力', '定期報告書の入力', '中长期計画書の入力', '報告書の入力', 'GHGプロトコル向け排出量', '報告書・充填回収量の入力', '過去の算定漏えい量の閲覧', '報告書の提出', '外部連携・データ出力', '管理機能', and 'ログアウト'.

The main content area is titled 'ホーム' and features an 'お知らせ' (Notice) section. A red box highlights the 'お知らせ内容' (Notice Content) section, which includes checkboxes for '連絡事項' (Contact Item) and '報告書' (Report), and a date range selector '表示期間の変更' (Change display period) with 'From: yyyy/MM/dd' and 'To: 2025/01/01'. A yellow callout box points to this area, stating '表示するお知らせの内容と登録時期を設定することができます。' (You can set the content of the notices to be displayed and the registration period).

Below the date selector, it says '現在、お知らせはありません。' (Currently, there are no notices). A blue box highlights the '※お知らせ内容' (Notice Content) section, which lists: '「報告書」：受理や差し戻し等のステータス' (Report: Status such as acceptance or return) and '「連絡事項」：省庁からのお知らせや、事業者・事業所ユーザが登録したお知らせ' (Contact Item: Notices from the government and notices registered by business operators/business sites).

Further down, there are sections for '初回ログイン時の注意事項（事業者向け）' (Initial login notice for business operators) and '令和6年度産業分類改定ご対応のお願い（事業者向け）' (Request for response to the revision of the 2024 industrial classification for business operators).

On the right side of the notice section, there are controls for '検索' (Search), '数: 10' (Number of items), and '1-1件目 / 1件' (Page 1 of 1).

# EEGSのメニュー 省エネ法（荷主）

## 報告書作成から提出までの流れ



省エネ法（荷主）

## エネルギー使用量の入力



省エネ法（荷主）の  
エネルギー使用量の  
入力

## 定期報告書の入力



省エネ法（荷主）の  
定期報告書の入力



エネルギー使用量  
と密接な関係を持  
つ値の入力  
（荷主）

## 中長期計画書の入力



省エネ法（荷主）の  
中長期計画書の入力

## 管理機能



事業者管理



事業者情報の入力  
※事務局のみ



事業者一覧  
※事務局のみ



荷主情報の  
入力



電子情報処理  
組織使用管理



電子情報処理  
組織使用  
※事務局のみ



電子情報処理  
組織使用変更  
※事務局のみ



電子情報処理  
組織使用廃止  
※事務局のみ



届出書一覧  
※事務局のみ



その他



担当者管理  
※事務局のみ



担当者一括登  
録・変更・削除  
※事務局のみ



パスワード変更



お知らせ情報  
管理  
※事務局のみ

## 報告書の提出



報告書（届出書等）  
のファイルアップロード



報告書（届出書等）  
の一覧

- EEGS利用申請時に提出した届出書と異なる制度での報告を行いたい場合は、電子情報処理組織使用届出書を追加で提出する必要があります。提出はEEGSで行えます。
- ホーム画面の「管理機能」メニューをクリックし、その後「電子情報処理組織使用管理」、「電子情報処理組織使用」をクリックします。

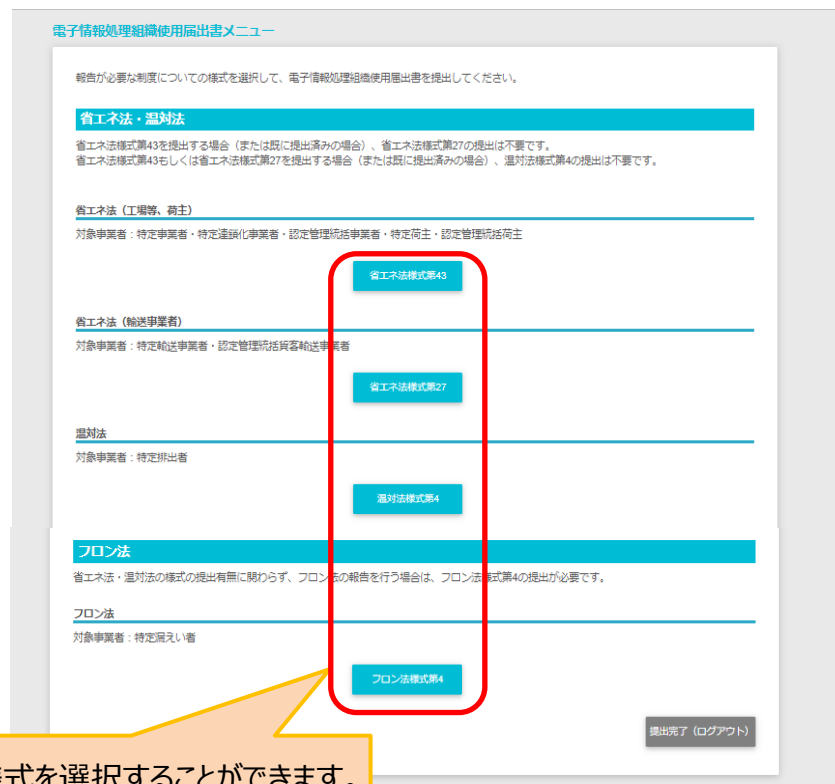


①クリックします。

②クリックします。



③クリックします。



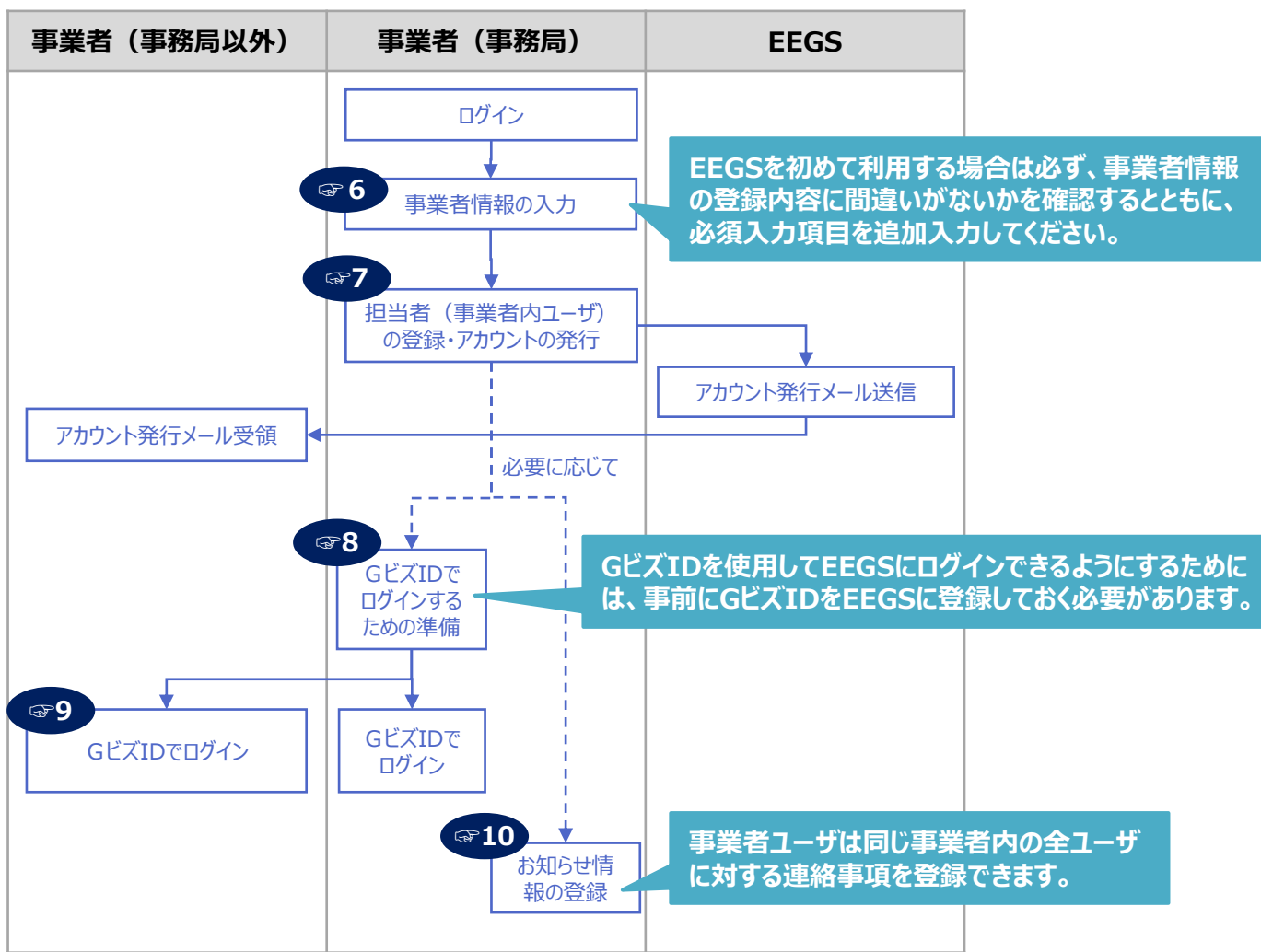
提出可能な様式を選択することができます。  
いずれかの該当する様式をクリックします。

## 基本情報の入力・確認の流れと操作手順

---

# 事業者・担当者の登録（基本情報の入力）の流れと操作手順

- 報告書の作成を行う前に、事業者・担当者の情報を登録します。



## 事業者情報の入力

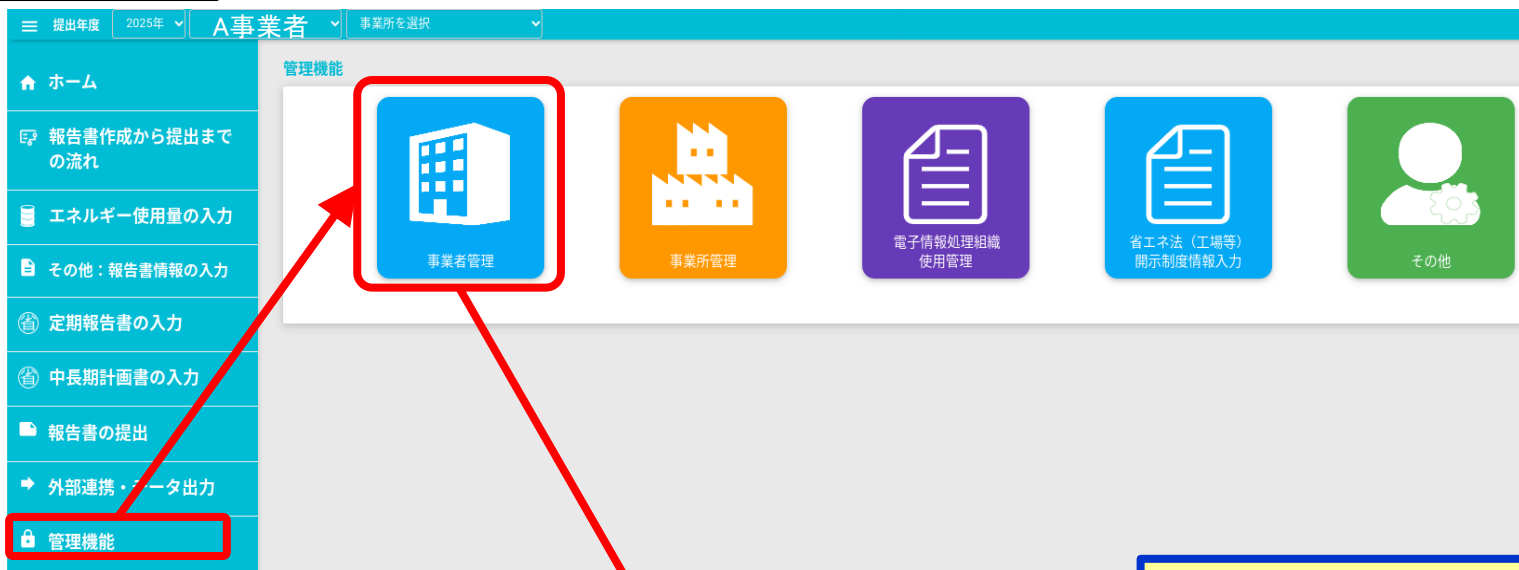
---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

● 事業者入力は「管理機能」の「事業者管理」から「荷主情報の入力」メニューから入力します。

## 1. 事業者の入力

管理機能



画面構成や表示された係数等は、実際の画面では異なることがあります。その場合は実際の画面に従って入力してください。

事業者管理



次ページへ

**事業者管理の画面**  
この記入例では「荷主情報の入力」の画面での入力方法を示すが、この画面で入力・修正ができない項目がある場合は、「事業者情報の入力」等の画面で入力してください。

- 荷主の事業者情報として、特定排出者コード、特定荷主番号、法人番号等を入力します。
- 入力・修正後は忘れずに「入力内容の保存」ボタンを押します。

## 荷主情報入力

提出年度 2025年 A事業者 事業所を選択

入力内容を保存 前画面に戻る

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の提出

### 荷主情報入力

\*は必須項目です。

#### 事業者情報

特定排出者コード／特定漏えい者コード、特定事業者番号(特定連鎖事業者番号)、特定荷主番号、特定輸送事業者指定番号、事業者名に変更がある場合は、「電子情報処理組織使用変更届出書」の提出が必要です。

特定排出者コード／特定漏えい者コード

特定荷主番号／認定管理統括荷主番号  \*経済産業局から通知された6桁の指定番号を入力

\*法人番号

\*事業者種類を選択がフロン法の場合、任意入力項目です。

\*事業者名

\*事業者名(ふりがな)

入力・修正後は忘れずに「入力内容を保存」ボタンを押す。  
(他の画面も同様)

荷主情報の入力画面で入力・修正ができない項目があれば、「事業者情報の入力」等の画面で入力する。

目標が設定された事業を行っていますか。  はい  いいえ

[こちらをご参照ください。](#)

省エネ措置による省エネ効果を報告しますか。  はい  いいえ

\*温室効果ガス排出量の算定に際して法定外の算定方法又は係数を使用しますか。  はい  いいえ

\*電気の使用量を報告する形式を選択してください。  
\*電気を使用していない場合、変更の必要はありません。  月別  時間帯別

## 担当者の登録

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

# EEGSのユーザタイプと権限

- 事業者（事務局）ユーザは、事業者・事業所のアカウントを発行できます。

## 事業者ユーザ

A

事業者  
(事務局)

EEGSに管理者として登録されているユーザ。事業者ごとに1ユーザのみであり、EEGSから自動的に発行されたログインIDを持つ。管理者として事業者・事業所ユーザのアカウントを発行できるほか、事業者全体の報告内容、全事業所の報告内容について、登録、変更、削除が可能。  
**（最初に経済産業局に申請いただいた際に担当者として登録されている方です）**

B

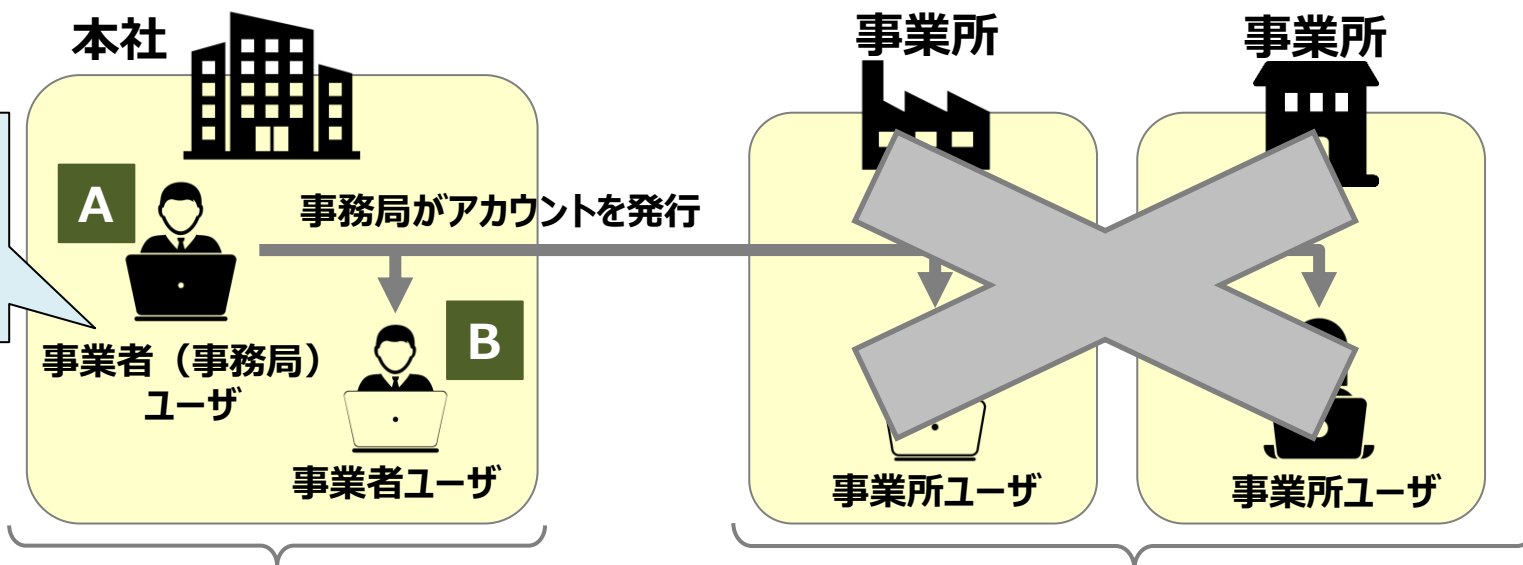
事業者

「事業者（事務局）」がアカウントを発行するユーザ。ログインIDはメールアドレス。事業者全体の報告内容、全事業所（工場・事業場）の報告内容について、登録・変更・削除が可能なユーザ。**（各事業所からの情報を集めて、EEGS上で作業する担当者のイメージ）**

事業所

**※荷主の場合、事業所ユーザは存在しません**

「電子情報処理組織使用届出書」を経済産業局に提出し、事務局のアカウントを発行



事業者全体及び全事業所の情報を編集可能

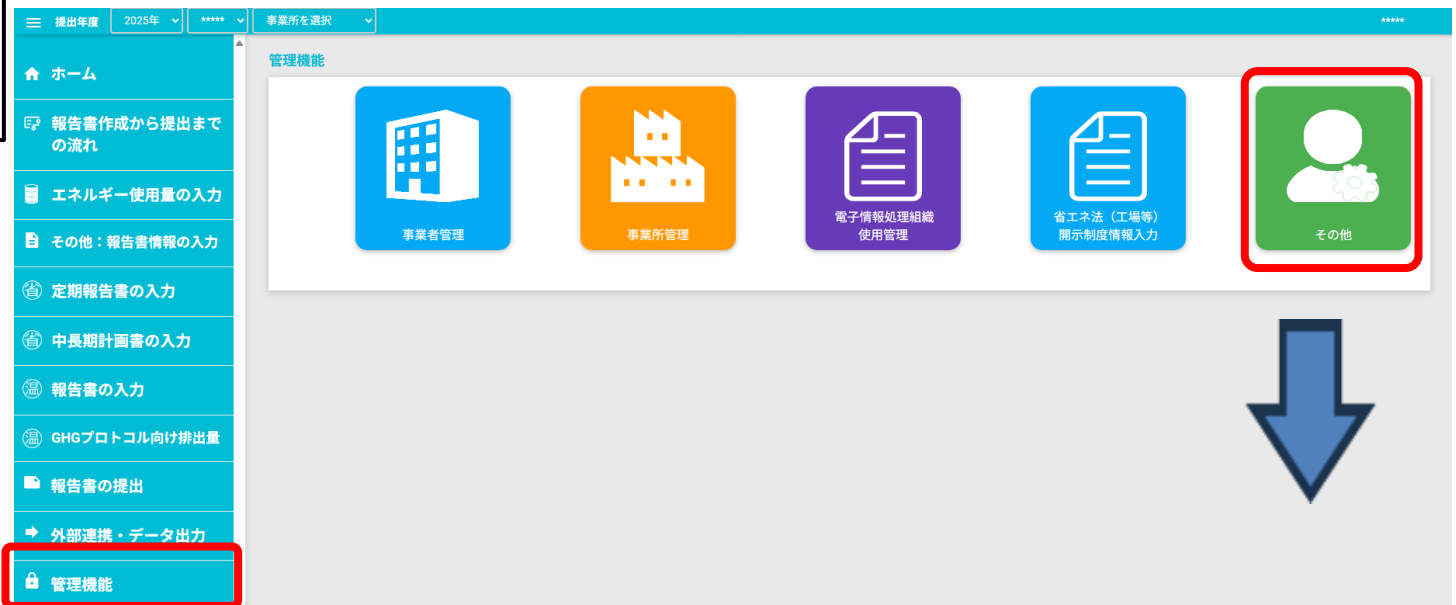
自事業所の情報のみ編集可能

# 7 EEGSの操作 担当者（事業者内ユーザ）の確認・登録

事業者  
(事務局のみ)

- 事業者（事務局）ユーザは、EEGSを利用できる担当者を追加することができます。

ホーム  
↓  
管理機能



管理機能：その他



次ページへ

# 7 EEGSの操作 担当者（事業者内ユーザ）の確認

事業者  
(事務局のみ)

- 登録された担当者情報を確認するには、検索条件を入力して「検索を行います。」

## 担当者管理

### 担当者検索

検索条件を入力する

### 担当者一覧

事業所	部署/役職名	担当者名	事務局	アカウント ロック状況	操作
-----	--------	------	-----	----------------	----

①「↓」をクリックします。

行追加

## 担当者管理

### 担当者検索

検索条件を入力する

事業所名	<input type="text"/>	※部分一致
事業所名(ふりがな)	<input type="text"/>	※部分一致
部署/役職名	<input type="text"/>	※部分一致
担当者名	<input type="text"/>	※部分一致
担当者名(ふりがな)	<input type="text"/>	※部分一致
事務局ユーザ	<input type="checkbox"/>	
アカウントロック状況	<input checked="" type="radio"/> (指定なし) <input type="radio"/> ロック中	

②検索条件を入力します。  
(全件表示させたい場合は、すべて空欄のままとします。)

③「検索」をクリックします。

検索

クリア

④鉛筆マークをクリックすると、  
担当者変更画面が表示されます。

### 担当者一覧

事業所	部署/役職名	担当者名	事務局	アカウント ロック状況	操作
	製造部	氏名 2 9	.	-	

- 担当者情報を追加するには、担当者管理画面から「行追加」ボタンをクリックします。

## 担当者管理

### 担当者検索

検索条件を入力する

### 担当者一覧

事業所	部署/役職名	担当者名	事務局	アカウント ロック状況	操作
-----	--------	------	-----	----------------	----

クリックします。

行追加

### 担当者追加

\*は必須項目です。  
※最後にログインしてから3年以上経過した担当者情報は削除されますのでご注意ください。

#### 担当者情報

\*事業者

担当事業所  
※事業所を選択すると、その事業所以外の  
入力はできなくなります。

\*部署/役職名

\*担当者名

\*担当者名(ふりがな)

\*電話番号

\*メールアドレス   
※eegs@eegs.env.go.jpからのメール(2025/3/13に変更)を受信できるメールアドレスを記入してください。

GビズID

\*権限

登録

キャンセル

## 7 EEGSの操作 担当者（事業者内ユーザ）の登録

事業者  
(事務局のみ)

- 追加したい担当者情報を入力し、「登録」ボタンをクリックします。  
なお、\*印の項目は必須入力項目です。
- 担当者情報の登録が正常に完了すると、登録された担当者のメールアドレスに登録完了のメールが送信されます。  
そのメール本文に、追加したユーザの「ログインID」「初期パスワード」が記載されています。

**担当者追加**

\*は必須項目です。  
※最後にログインしてから3年以上経過した担当者情報は削除されますのでご注意ください。

**担当者情報**

\*事業者

担当事業所  
※事業所を選択すると、その事業所以外の  
入力ではできなくなります。

\*部署/役職名

\*担当者名

\*担当者名(ふりがな)

\*電話番号

\*メールアドレス   
※eegs@eegs.env.go.jpからのメール(2025/3/13に変更)を受信できるメールアドレスを記入してください。

GビズID

\*権限

「権限」が「特定荷主」の場合は、選択不要です。(事業所とは紐づかないため)

「ログインID」「初期パスワード」の送信先となります。間違いのないようご注意ください!

「権限」はユーザ権限を意味しています。プルダウンから該当するものを選択します。

- GビズIDを使用してEEGSにログインできるようにするためには、事前にGビズIDをEEGSに登録しておく必要があります。
- 担当者変更画面の「GビズID」に、GビズIDシステムに登録されているログインIDを入力し、「変更」ボタンをクリックして登録します。これにより、次回以降、GビズIDを利用したログインができるようになります。

**担当者変更** ×

\*は必須項目です。

**担当者情報**

\*事業者

担当事業所  
※事業所を選択すると、その事業所以外の入力はできなくなります。

\*部署/役職名

\*担当者名

\*担当者名(ふりがな)

\*電話番号

\*メールアドレス   
※eegs@eegs.env.go.jpからのメール(2025/3/13に変更)を受信できるメールアドレスを記入してください。

GビズID

\*権限

**ログイン情報**

\*有効/無効  有効  無効

アカウントロック  ロック中

ロック日時

担当者変更画面の表示手順は、[P.43](#)を参照してください。

GビズIDの「ログインID」を入力してください。

- EEGSにGビズIDでログインする場合は、ログイン画面から「GビズIDでログイン」をクリックします。

※GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。  
GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、様々な行政サービスにログインできます。  
詳細は「<https://gbiz-id.go.jp/top/>」をご確認ください。

経済産業省  
資源エネルギー庁  
Agency for Natural Resources and Energy

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

環境省  
Ministry of the Environment

## 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)

### EEGSへログインをする

EEGS (イーグス) Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting systemとは、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

「旧 省エネ法・温対法電子報告システム」「旧 フロン法電子報告システム」のアカウントは、そのままご利用いただけます。

ログインID

パスワード  
パスワード再発行 (パスワードを忘れた方、ロックがかかった方はこちら)

私はロボットではありません  
reCAPTCHA  
プライバシー・利用規約

ログイン

**GビズIDでログイン**

クリックします。

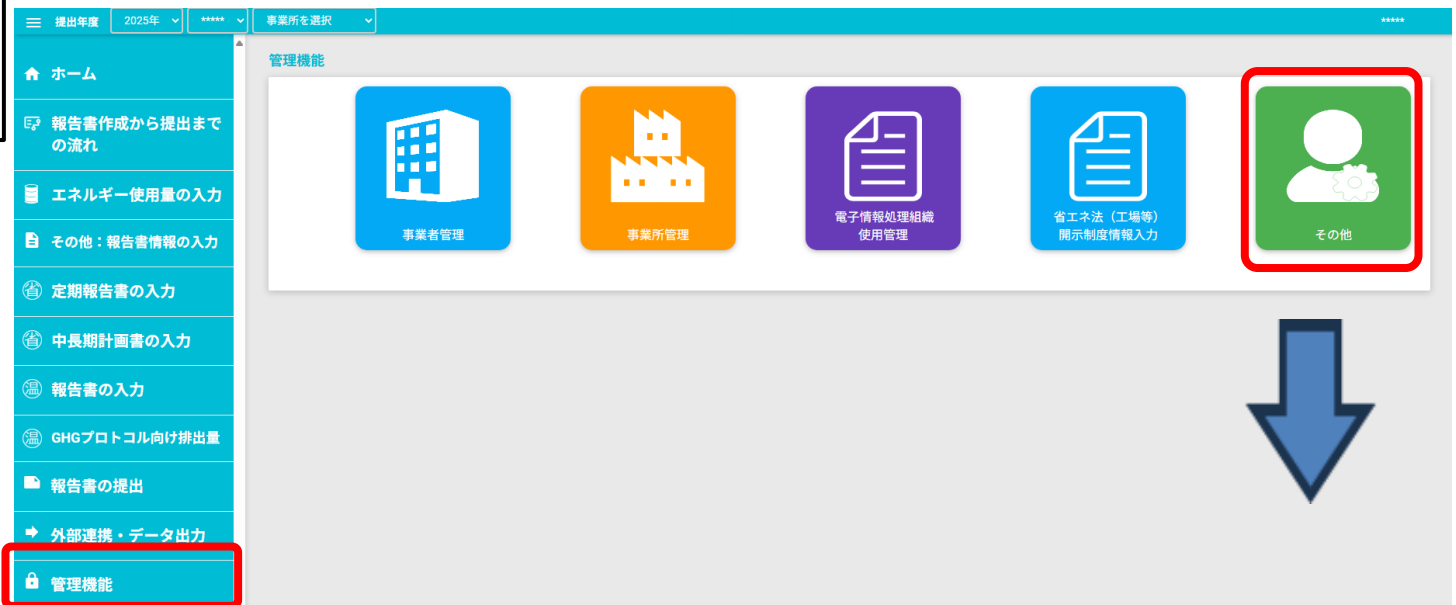
お知らせ情報の確認・登録

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

● EEGSのホームページにあるお知らせ情報に、情報を登録することができます。

ホーム  
↓  
管理機能



管理機能：その他



次ページへ

- 登録されたお知らせ情報を確認・変更するには、検索条件を入力して「検索」を行います。
- お知らせ情報を登録するには、「新規登録」ボタンをクリックします

お知らせ情報管理

お知らせ情報検索

入力済みのお知らせ情報を検索または新規登録する

① 検索条件を入力します。  
(全件表示させたい場合は、すべて空欄のままとします。)

タイトル (キーワード)

本文 (キーワード)

対象

登録日  ~

② 「検索」をクリックします。

検索

③ 「新規登録」をクリックすると、  
お知らせ情報登録画面が表示されます。

お知らせ情報一覧

No	タイトル	本文	登録日時	操作
XXXXXX	報告書差戻しのお知らせ	省エネ法定定期報告書 (工場等) が差戻しされました。(事業者名: 株式会社〇〇〇〇、特定排出者番号: 999999999)	2025/02/07 10:14:50	<input type="button" value="鉛筆"/> <input type="button" value="ゴミ"/>
XXXXXX	報告書差戻しのお知らせ	省エネ法定定期報告書 (工場等) が差戻しされました。(事業者名: 株式会社〇〇〇〇、特定排出者番号: 999999999)	2025/01/21 18:41:39	<input type="button" value="鉛筆"/> <input type="button" value="ゴミ"/>

③ 鉛筆マークをクリックすると、  
お知らせ情報詳細画面が表示されます。

- 追加したいお知らせ情報を入力し、「登録」ボタンをクリックします。  
なお、\*印の項目は必須入力項目です。
- 事業者（事務局）ユーザ、事業者ユーザは、同じ事業者内の全ユーザ、事業所ユーザは、同じ事業所内の全ユーザに対する連絡事項が登録できます。

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\* < 前画面に戻る

### お知らせ情報登録

お知らせ情報

\*は必須項目です。

\*タイトル

\*本文

\*対象

クリックします。

お知らせ情報を表示する対象は、

- ・事業者
- ・全件（全事業所）
- ・個別の事業所

を選択して登録ができます。  
（事業所ユーザは、個別の事業所のみ）

# <目次>

## I. 省エネ法の解説 2

- ・ 省エネ法の義務 3
- ・ 判断基準と管理標準 7
- ・ 原単位の管理 12
- ・ 省エネ政策 13

## II. 報告書作成の事前準備 15

- ・ 報告書作成の工程 16
- ・ EEGSの概要 17
- ・ EEGSの利用の流れと操作手順 23
- ・ 基本情報の入力・確認の流れと操作手順 35
- ・ 事業者情報の入力 37
- ・ 担当者の登録 40
- ・ お知らせ情報の確認・登録 48

## III. 報告書作成方法 52

- ・ 報告書の作成・提出の流れと操作手順 53
- ・ エネルギー使用量の入力 55
- ・ エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 77
- ・ 証書等による非化石エネルギー使用量の入力 79
- ・ 前年度の報告データの取り込み・編集 81
- ・ 報告書入力 85
- ・ 添付資料の登録 105
- ・ 報告書ファイルの登録 107
- ・ 中長期計画書の作成 111
- ・ 提出 119
- ・ 取り下げ・差戻しからの再提出 134

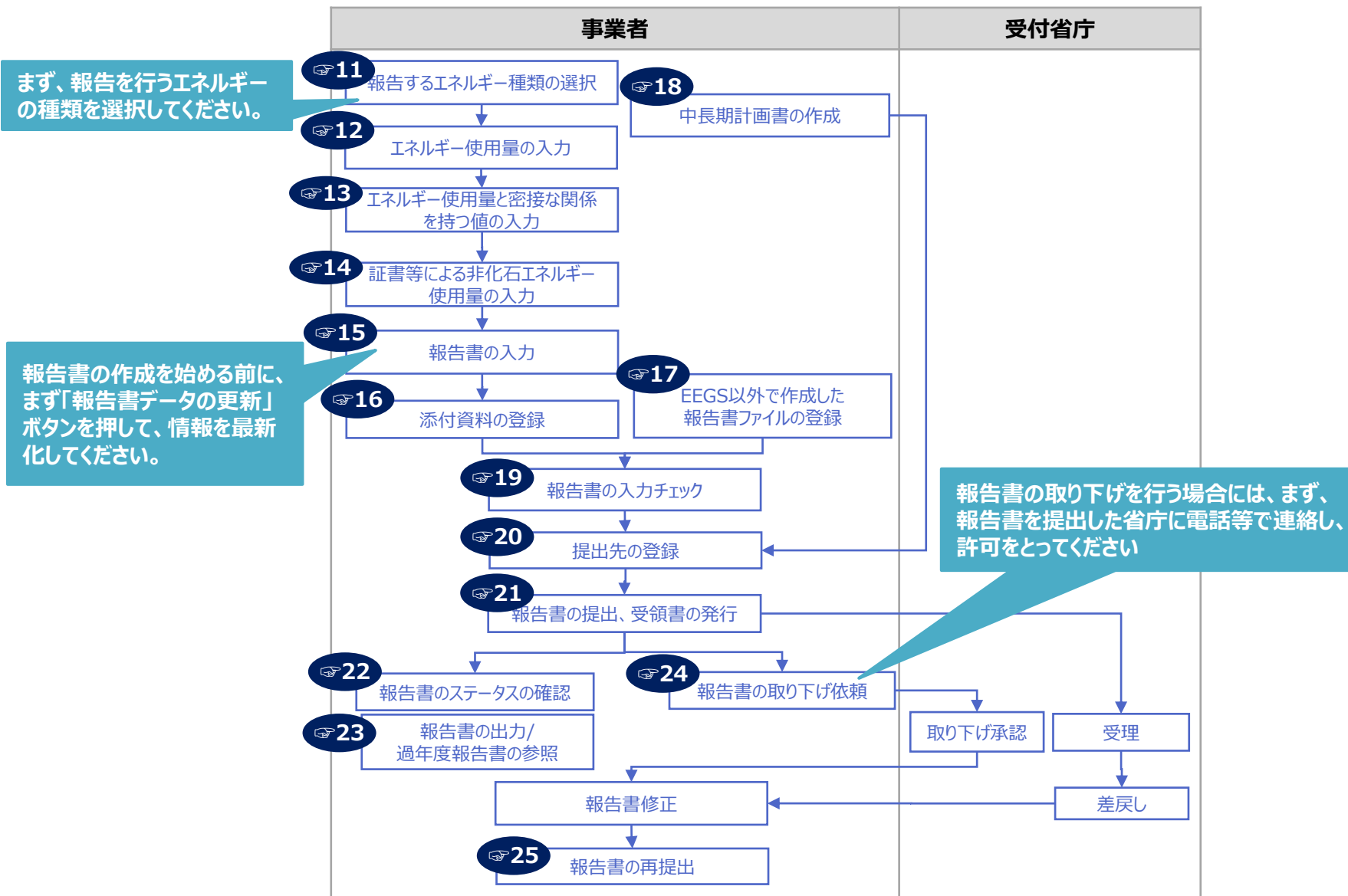
## IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介 138

## 報告書の作成・提出の流れと操作手順

---

# 報告書の作成・提出の流れと操作手順

- EEGSでは、報告書の作成から提出まで一気通貫で実施可能です。



エネルギー使用量の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

# エネルギー使用量の把握の仕方（対象エネルギーと原油換算方法）

- 貨物輸送に使用するエネルギーは燃料・電気が対象。
- 使用量に燃料・電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求める。
- 特定荷主の年度間の合計使用熱量「GJ」を求める。
- 1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数[kℓ/GJ]）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量kℓ（原油換算値）を求める。
- エネルギー使用量の入力画面で入力するエネルギーの種類は下表。

No.	燃料・電気の種類	単位発熱量	No.	燃料・電気の種類	単位発熱量
1	揮発油	33.4 GJ/ キロリットル	7	バイオエタノール	23.4 GJ/ キロリットル
2	ジェット燃料油	36.3 GJ/ キロリットル	8	バイオディーゼル	35.6 GJ/ キロリットル
3	軽油	38.0 GJ/ キロリットル	9	バイオガス	21.2 GJ/ 千m <sup>3</sup>
4	A 重油	38.9 GJ/ キロリットル	10	水素	142 GJ/ トン
5	B・C 重油	41.8 GJ/ キロリットル	11	アンモニア	22.5 GJ/ トン
6	液化石油ガス（LPG）	50.1 GJ/ トン			

出典）省エネ法告示\*

電気の種類				単位発熱量		
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	GJ/ 千kWh
				非化石分	8.64	
			オフサイト PPA	非化石 重み付けなし	<b>3.60</b>	
				非化石 重み付けあり	<b>3.60</b>	
		自己託送		非燃料由来の非化石電気	<b>3.60</b>	
		上記以外	化石分	8.64		
	非化石分		8.64			
	自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		<b>3.60</b>		
		上記以外	化石分	8.64		
			非化石分	8.64		
自家発	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)		非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)	<b>3.60</b>		
	上記以外		※投入した燃料・熱で カウント			

- ① 使用した燃料・電気ごとの年度間の使用量を集計してください（電気・ガスについては、エネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です）。
- ② ①の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求めてください。
- ③ ②を全て足し合わせて年度間の合計使用熱量「GJ」を求めてください。
- ④ ③の1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数[kℓ/GJ]）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）を求めてください。

# 11 EEGSの操作 報告するエネルギー種類の選択

事業者

- 荷主のエネルギー入力は、「エネルギー使用量の入力（荷主）」メニューから入力します。

## エネルギー使用量の入力

管理関係荷主を入力する場合は、事業者を変更します。

The screenshot shows the EEGS web application interface. At the top, there are dropdown menus for '提出年度' (2025年) and 'A事業者' (highlighted with a red box), and a '事業所を選択' dropdown. The left sidebar contains a menu with 'エネルギー使用量の入力' highlighted in a red box. The main content area is titled 'エネルギー使用量の入力' and contains three buttons: 'エネルギー使用量の入力' (blue), 'エネルギー使用量の一括ファイル取込・出力' (blue), and 'エネルギー使用量の入力 (荷主)' (orange, highlighted with a red box). A red arrow points from the highlighted sidebar menu item to the orange button. Another red arrow points from the orange button down to the text '次ページへ'.

次ページへ

- エネルギー使用量を入力するため、まず「+ 輸送区分を追加する」ボタンをクリックして、入力するエネルギーの種類を選択してください。

## エネルギー使用量の入力（荷主）

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。  
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来のクレジットを控除した値となっておりますが、定期報告書（荷主）の方では正確なCO2排出量が算出されるので問題ありません。

前年度の輸送区分を取込み

付表1 付表2 付表3

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定  
種類の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区分の枠では、輸送区分を特徴づける名称を入力します。

+ 輸送区分を追加する

排出係数を表示

品別	エネルギー使用量		単位	熱価GJ	CO2排出量 (t-CO2)	独自係数または実測排出量の入力
	2023年度	2024年度				
自家輸送	1 貨物自動車 追加					
	揮発油	1000	kl	33400	18.7	🔗
	軽油	1000	kl	38000	18.8	🔗
	液化石油ガス(LPG)		t			🔗
	電気		千kWh			🔗
合計				71400	37.5	

「+ 輸送区分を追加する」をクリックすると輸送区分選択画面が表示されます。



# (参考) 定期報告書の作成 (燃料法、燃費法、トンキロ法)

- 輸送にかかるエネルギーの使用量の算定方法については、燃料法、燃費法、トンキロ法の3つの方法が定められています。



## (1) 燃料法

車両等の燃料使用量が把握できる場合に用います。  
最も精度が高いが、混載の場合には荷主別の按分が必要となるため、詳細なデータ把握が必要となります。

$$\text{エネルギー使用量 [GJ]} = \text{燃料使用量 [キロリットル]} \times \text{単位発熱量 [G/キロリットル]}$$

## (2) 燃費法

車両等の燃費と輸送距離が把握できる場合に用います。  
実測で燃費が把握できれば精度が高いが、混載の場合には荷主別の按分が必要となるため、詳細なデータ把握が必要となります。

$$\text{エネルギー使用量 [GJ]} = \left( \frac{\text{輸送距離 [キロメートル]} \div \text{燃費 [キロメートル/リットル]} \times \frac{1}{1,000}}{\text{燃料使用量 [キロリットル]} \times \text{単位発熱量 [G/キロリットル]}} \right) \times \text{燃料使用量 [キロリットル]} \times \text{単位発熱量 [G/キロリットル]}$$

●容量単位として『リットル』と『キロリットル』が混在していることに注意

## (3) トンキロ法

### トラック：改良トンキロ法

貨物輸送量 [トンキロ] に、省エネ法告示※で定められたトラックの最大積載量と積載率から求められる数式により算出される燃料使用原単位をかけて算定します。この手法では積載率による原単位の違いを反映できます。

$$\text{エネルギー使用量 [GJ]} = \text{貨物輸送量 [トンキロ]} \times \frac{\text{改良トンキロ法燃料使用原単位 [リットル/トンキロ]} \times \frac{1}{1,000} \times \text{単位発熱量 [G/キロリットル]}}{\text{燃料使用量 [キロリットル]} \times \text{単位発熱量 [G/キロリットル]}}$$

●容量単位として『リットル』と『キロリットル』が混在していることに注意

### 船舶、鉄道、航空機：従来トンキロ法

輸送機関別貨物輸送量 [トンキロ] に、省エネ法告示※別表第4で定められた輸送機関別エネルギー使用原単位をかけて算定します。

$$\text{エネルギー使用量 [GJ]} = \text{貨物輸送量 [トンキロ]} \times \frac{\text{エネルギー使用原単位 [MJ/トンキロ]} \times \frac{1}{1,000}}{\text{燃料使用量 [キロリットル]} \times \text{単位発熱量 [G/キロリットル]}}$$

●熱量単位として『GJ』と『MJ』が混在していることに注意

- エネルギー使用量の入力では、入力する付表を燃料法、燃費法、トンキロ法から選定します。

## エネルギー使用量の入力（荷主）

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。  
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当  
控除した値となっておりますが、定期報告書  
力由来のクレジットを  
ので問題ありません。

使用する付表を選択する。

前年度の輸送区分を取込み

付表1 付表2 付表3

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定  
識別の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区分の枠では、輸送区分を特徴づける名称を入力します。

+ 輸送区分を追加する

排出係数を表示

識別	輸送区分	エネルギー使用量				CO2排出量 (t-CO2)
		2023年度	2024年度	単位	熱量GJ	

### 付表の入力画面

- 入力する付表を下記から選定する。
  - 付表1：燃料法
  - 付表2：燃費法
  - 付表3：トンキロ法
  - (複数の付表の使用も可能)

- 付表1が選定されている場合、「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送／委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車／その他の区分が選択できます。

輸送区分の入力

付表1が選択されていることを確認する。

「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されるので、輸送区分を選択する。

**付表1の入力画面（初期画面）**

- 輸送区分を選択する。
  - ・ 自家輸送／委託輸送の区分
  - ・ 貨物自動車／その他の区分
- 輸送区分は必要なだけ追加できる。

- 識別IDは、付表1～3を通じて異なるIDとします。
- 区分内容には、事業者の整理用として必要なら入力します。
- 付表1のエネルギー入力画面では、輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー種類が表示されます。表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。

エネルギー使用量等の入力

- ホーム
- 報告書作成から提出までの流れ
- エネルギー使用量の入力
- その他：報告書情報の入力
- 定期報告書の入力
- 中長期計画書の入力
- 報告書の提出
- 外部連携・データ出力
- 管理機能

エネルギー使用量等の入力 (事業者)

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。  
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来の削減した値となっておりますが、定期報告書(荷主)の方では正確なCO2排出量が算出されるので問題ありません。

前年度の輸送区分を取り込み

付表1 付表2 付表3

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定  
識別の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区分の枠では、輸送区分を特徴づけるIDを設定してください。

+ 輸送区分を追加する

排出係数を表示

識別	輸送区分	エネルギー使用量			CO2排出量 (t-CO2)
		2023年度	2024年度	単位	
01-01	貨物自動車	0001			
	揮発油		1000	kl	33400
	軽油		1000	kl	38000

識別IDを入力する。  
○数字、アルファベット、漢字等、形式は任意。  
○付表1～3を通じて異なるIDとすること。

区分内容を必要なら入力する。  
○事業者の整理用。  
○記入の有無は任意。

エネルギー使用量を入力する。

01-01 貨物自動車 0001 追加

1000 kl 33400

エネルギーの種類を追加したいときは、「追加」ボタンをクリックすると、右の補助入力ボックスが表示されるので、選択する。

都市ガス又は電気を選択した場合の入力方法を次頁に示す。

項目を追加する

以下から選択してください。

- 液化石油ガス(LPG)
- 都市ガス
- 電気
- バイオディーゼ
- バイオエタノー
- バイオガス
- 水素

選択した項目を追加する

付表1の入力画面 (エネルギー入力画面)

○上記で輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー種類が表示される。  
○表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加する。

次ページへ

● 都市ガス・電気の入力では、入力用ボックスが表示されますのでそれぞれ入力します。

## エネルギー使用量等の入力（都市ガス・電気の入力方法）

付表1の入力画面  
（都市ガス・電気の入力画面）

エネルギー使用量を入力してください。  
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来のクレジットを控除した値となっておりますが、定期報告書（荷主）の方では正確なCO2排出量が算出されるので問題ありません。

前年度の輸送区分を再読み込み

付表1 付表2 付表3

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定  
識別の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区分の枠では、輸送区分を特徴づける名称を入力します。

+ 輸送区分を追加する

排出係数を表示

識別	輸送区分	エネルギー使用量		CO2排出量 (t-CO2)
		2023年度	2024年度	
自家輸送				
01-01	貨物自動車 0001			
揮発油		1000	33400	2,000.1266666666666
軽油		1000	38000	2,619.4666666666666
都市ガス				
電気				

このボタンを押すと、補助入力用ボックスが表示される。

上記の選択で、画面に都市ガス又は電気が表示される。

電気の補助入力ボックス  
（65頁参照）

都市ガスの補助入力ボックス  
（次頁参照）

- 都市ガスの補助入力ボックスでは、「+追加」のボタンを押して、「都市ガス供給事業者名」、「換算係数」、「基礎排出係数」及び「使用量」を入力します。
- 使用量入力欄には千m3単位で入力します。温度や圧力補正の必要はありません。

都市ガスの補助入力ボックス

都市ガスの入力画面  
○付表2、付表3にも同様の画面があります。

都市ガス供給業者等入力画面

都市ガス供給事業者名、換算係数、基礎排出係数、使用量を入力してください。

※都市ガス供給事業者名・換算係数・排出係数は追加ボタン押下後に自動入力されます。  
換算係数・排出係数・排出量算定については [こちら](#) をご参照の上、入力してください。

※換算係数の公表は以下をご参照ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuuyoryozu.pdf#page=160](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuuyoryozu.pdf#page=160)

**排出係数[tCO<sub>2</sub>/千m<sup>3</sup>]**  
 =事業者別換算係数[GJ/千Nm<sup>3</sup>]×0.904[千Nm<sup>3</sup>/千m<sup>3</sup>]×0.0140[tC/GJ]×44/12  
 ※「こちら」部分をクリックすると、排出係数以外の算定方法についても、ご確認いただけます。

+追加 「+追加」ボタンを押して入力欄を表示させる。

都市ガス供給事業者名	換算係数 (GJ/千m3)	基礎排出係数 (t-CO2/千m3)	使用量 (千m3)	操作
XXXXガス	45	2.09	1200	削除

手動入力する。

この内容で入力する

使用量を入力する。  
 ○温度圧力補正は不要。  
 ○補正できる場合は、補正してもよい。

- 電気の補助入力ボックスでは、入力ボタンを押すと、「電気事業者を追加する」ボタンを押して電気事業者名と電力メニューを選ぶと、「非化石証書の使用状況」のパーセント値が自動表示されます。
- 非化石電気の割合が自動計算されて「うち非化石電気」の値が表示されます。

電気の補助入力ボックス①

電気使用量の入力：自家輸送（貨物自動車）

をクリックして使用量を入力してください。  
\*自家発電によって発生させた電気を自営線によって事業所間で送電して使用した場合、「自家発電」として入力してください。

エネルギーの種類	換算係数	使用量		
		2023年度	2024年度	単位
電気の使用				
電気使用量				千kW <input checked="" type="checkbox"/>
: 昼間買電 (旧基準)				千kWh <input checked="" type="checkbox"/>

このボタンを押すと、補助入力ボックスが表示される。

電気の入力画面  
○付表2、付表3にも同様の画面があります。

電気の補助入力ボックス②

このボタンを押してメニューを選択する。

使用量入力欄

電気事業者	電気事業者からの買電 (千kWh)	電気事業者の非化石証書の使用状況(%)	うち非化石 (千kWh)	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)	操作
東京電力エナジーパートナー (株) ×メニューN(残差) (2024年7月公表)	10000	20	3040	0.000457	0.00039	削除

+ 電気事業者を追加する

非化石証書の使用状況について、マスタ登録されているメニューは自動で記入される。  
 ※自動で入力されていない場合は、各電力事業者のHPやお問い合わせ先より、メニュー毎の非化石割合を確認する。

「うち非化石(千kwh)」は以下の算定式の値になります。  

$$\text{非化石電気の使用量} = \text{電気の使用量(千 kWh)} \times \text{電気事業者の非化石証書の使用状況(\%)} / 100$$

$$+ (\text{電気の使用量(千 kWh)} - \text{電気の使用量(千 kWh)} \times \text{電気事業者の非化石証書の使用状況(\%)} / 100) \times 13(\%) \div 100$$

● 電気の補助入力ボックスより、「自家発電」の電力量の入力を、各種別毎に行います。

電気使用量の入力：委託輸送（貨物自動車）

をクリックして使用量を入力してください。  
 ※自家発電によって発生させた電気を自営線によって事業所間で送電して使用した場合、「自家発電」として入力してください。

：自己託送（その他非化石電気）	8.64	千kWh	<input type="checkbox"/>
：その他（非燃料由来の非化石電気）	3.6	千kWh	<input type="checkbox"/>
：その他（化石電気）	8.64	千kWh	<input type="checkbox"/>
：その他（その他非化石電気）	8.64	千kWh	<input type="checkbox"/>
自家発電		千kWh	<input type="checkbox"/>
：太陽光発電	3.6	千kWh	<input type="checkbox"/>
：風力発電	3.6	千kWh	<input type="checkbox"/>
：地熱発電	3.6	千kWh	<input type="checkbox"/>
：水力発電	3.6	千kWh	<input type="checkbox"/>
：その他（非燃料由来の非化石電気）	3.6	千kWh	<input type="checkbox"/>
：その他（燃料）化石	8.64	千kWh	<input type="checkbox"/>
：その他（燃料）非化石	8.64	千kWh	<input type="checkbox"/>
：その他（熱）化石			<input type="checkbox"/>
：その他（熱）非化石			<input type="checkbox"/>

自家発電(非燃料由来)

使用量を記入してください。

発電方式	使用量 (千kWh)	換算係数 (GJ/千kWh)
太陽光発電	<input type="text" value="142.6"/>	3.6
風力発電	<input type="text" value="0"/>	3.6
地熱発電	<input type="text" value="0"/>	3.6
水力発電	<input type="text" value="0"/>	3.6

自家発電(その他：燃料・熱)

使用量を記入してください。

投じたエネルギー	使用量・化石分 (千kWh)	使用量・非化石分 (千kWh)	換算係数 (GJ/千kWh)	CO2排出量 (t-CO2)
燃料	<input type="text" value="154.25"/>	<input type="text" value="24.8"/>	8.64	<input type="text" value="3325.43"/>
熱	<input type="text" value="145.2"/>	<input type="text" value="15.4"/>	8.64	<input type="text" value="2754.15"/>

全ての項目を記入する必要があります。  
該当しない項目については「0」を入力してください。

- 付表2 が選定されている場合、「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送／委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車／その他の区分が選択できます。

輸送区分の入力

付表2を選択する。

「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されるので、輸送区分を選択する。

**付表2の入力画面（初期画面）**

- 輸送区分を選択する。
  - ・自家輸送／委託輸送の区分
  - ・貨物自動車／その他の区分
- 輸送区分は必要なだけ追加できる。

- 識別IDは、付表1～3を通じて異なるIDとします。
- 区分内容は、事業者の整理用として必要なら入力します。
- 付表2のエネルギー入力画面では、輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー種類が表示されます。表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。

## エネルギー使用量等の入力

**付表2の入力画面（エネルギー入力画面）**

○上記で輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー源が表示される。

○表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加する。

**識別IDを入力する。**

- 数字、アルファベット、漢字等、形式は任意。
- 付表1～3を通じて異なるIDとすること。

**区分内容を必要なら入力する。**

- 事業者の整理用。
- 記入の有無は任意。

**エネルギーの種類を追加したいときは、「追加」ボタンをクリックすると、右の補助入力ボックスが表示されるので、選択する。**

**輸送距離とエネルギー使用量（輸送距離/燃費）を入力する。**

**都市ガス又は電気を選択した場合の入力方法を次頁に示す。**

次ページへ

● 付表2の入力では、都市ガス・電気の入力画面は、補助入力用ボックスを表示させます。

エネルギー使用量等の入力（都市ガス・電気の入力方法）

提出年度 2025年 A事業者 事業所を選択 氏名03 削除 入力内容を保存

ホーム  
報告書作成から提出までの流れ  
エネルギー使用量の入力  
その他：報告書情報の入力  
定期報告書の入力  
中長期計画書の入力  
報告書の提出  
外部連携・データ出力  
管理機能  
ログアウト

エネルギー使用量の入力(荷主)

エネルギー使用量を入力してください。  
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来のクレジットを控除した値となっておりますが、定期報告書（荷主）の方では正確なCO2排出量が算出されるので問題ありません。

前年度の輸送区分を再読み込み

付表1 付表2 付表3

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定  
識別の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区分の枠では、輸送区分を特徴づける名称を入力します。

+ 輸送区分を追加する

排出係数を表示

識別	輸送区分	輸送距離 (km)		エネルギー使用量			CO2排出量 (t-CO2)
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	単位	
自家輸送							
02-02	貨物自動車 0002						
	揮発油	100		1000	kl	33400	2290.126666666666
	軽油	100		1000	kl	38000	2619.466666666666
	都市ガス				千m3		
	電気				千kWh		

付表2の入力画面  
(都市ガス・電気の入力画面)

上記の選択で、画面に都市ガス又は電気が表示される。

このボタンを押すと、補助入力用ボックスが表示される。補助入力用ボックスの入力方法は、付表1の説明参照。

- 付表3が選定されている場合、「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送／委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車／その他の区分が選択できます。

付表3（トンキロ法）を使用する場合の入力方法

輸送区分の入力

**付表3の入力画面（初期画面）**

- 輸送区分を選択する。
  - ・自家輸送／委託輸送の区分
  - ・貨物自動車／その他の区分
- 輸送区分は必要なだけ追加できる。

- 付表3の識別ID、区分、追加エネルギー種類等の入力では、揮発油と軽油は自動表示されます。最大積載量の範囲ごとに入力します。
- 表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。、「追加」ボタンをクリックすると、下の補助入力ボックスが表示されるので、燃料・電気を選択します。

## 識別ID、区分、追加エネルギー種類等の入力

識別	輸送区分	燃費基準	2023年度	2024年度 (A)	2023年度	2024年度 (B)	単位	熱量GJ	(参考)平均積載率 (C) (%)
03-03	貨物自動車 0003								

## 付表3の入力画面（エネルギー入力画面）

- 揮発油と軽油は自動表示される。
- 最大積載量の範囲ごとに入力する。
- 表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加する。

エネルギーの種類を追加したいときは、「追加」ボタンをクリックすると、下の補助入力ボックスが表示されるので、選択する。

識別IDを入力する。  
○数字、アルファベット、漢字等、形式は任意。  
○付表1～3を通じて異なるIDとすること。

区分内容を必要なら入力する。  
○事業者の整理用。  
○記入の有無は任意。

電気を選択した場合、下段に電気の入力欄が表示される。

- 付表3の貨物自動車入力画面では、最大積載量の範囲の「入力／削除」ボタンを押すと、右側に、入力欄が表示されます。
- 貨物自動車の該当する年度基準を確認します。輸送したトンキロの合計を千トンキロ単位で入力します。最大積載量 (Z)及び積載率 (X) を入力し、「←」ボタンを押すと、エネルギー使用量及びCO2排出量等が自動計算されます。

付表3の入力画面 (貨物自動車入力画面)

エネルギー使用量等の入力① (貨物自動車の場合)

種別	輸送区分	輸送量 (千トンキロ)		エネルギー使用量				CO2排出量 (t-CO2)	簡易計算機能							
		2024年度	2025年度 (A)	2024年度	2025年度 (B)	単位	熱量GJ		(参考)平均積載率 (C) (%)	(A)と(B)と(z)から(C)を自動計算[-]で(C)へセット	(A)と(z)と(x)から(B)を自動計算[-]で(B)へセット	最大積載量(z)	積載率(x)	エネルギー使用量/輸送量(y)	エネルギー使用量(A)×(y)	
自家輸送	貨物自動車	03-03	0003	追加	行追加	削除	揮発油	~499	入力削除	10000	157680.755602021	10811.6438091119	1000	24	0.472098070664736	4720.98070664736
					2年度基準		軽油	~999	入力削除							
					2015年度基準			1,000~1,999	入力削除							
					その他			2,000~3,999	入力削除							
								4,000~5,999	入力削除							
								6,000~7,999	入力削除							
								8,000~9,999	入力削除							
								10,000~11,999	入力削除							

**貨物自動車の入力方法**  
最大積載量の範囲の「入力／削除」ボタンを押すと、右側に、入力欄が表示される。

- ① 貨物自動車の該当する年度基準を確認する。(不明な場合は「その他」)
- ② 輸送したトンキロの合計を千トンキロ単位で入力する。
- ④ エネルギー使用量、熱量GJ、CO2排出量は、①～③の操作により自動表示される。
- ③ 最大積載量 (Z)及び積載率 (X) を入力し、「←」ボタンを押すと、エネルギー使用量及びCO2排出量等が自動計算される。

# 12 EEGSの操作 エネルギー使用量の入力 付表3

事業者

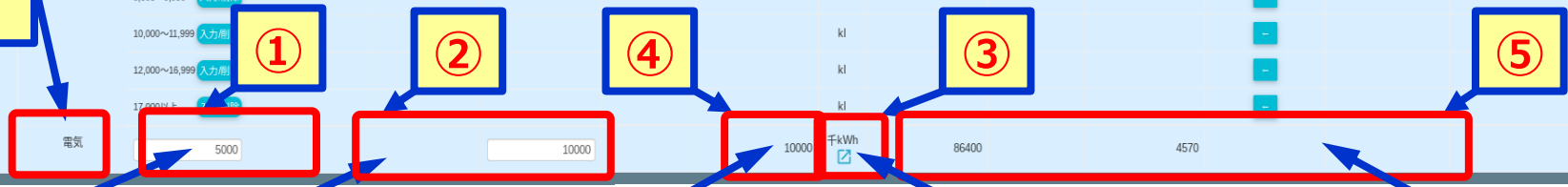
- 電気の入力方法では、この画面で電気を選択すると、最下段に入力欄が表示されます。
- 最大積載量を入力します。千トンキロを入力します。電気の補助入力ボックスを表示させ、入力します。
- 入力した電気の使用量が表示され、電気の熱量GJ、CO2排出量が自動計算されて表示されます。

## エネルギー使用量等の入力① (貨物自動車の場合)

### 付表3の入力画面 (貨物自動車入力画面)

種別	輸送区分	輸送量 (千トンキロ)		エネルギー使用量									
		2024年度	2025年度 (A)	2024年度	2025年度 (B)	単位	熱量GJ	(参考)平均積載率 (C) (%)	(CO2)	(CO)セット	積載率 (%) (X)	11使用量/輸送量 (Y)	11使用量 (A)1(Y)
自家輸送	貨物自動車 0003												
	揮発油 ~499					kl							
	500~1,499		10000			kl	157680.755602021	24	10811.6438091119				4720.98070664736
	2022年度基準					kl							
	2015年度基準		10000		4720.98070664736	kl	157680.755602021		10811.6438091119	1000	24	0.47209807066473	4720.98070664736
	その他					kl							
	1,500以上					kl							
	軽油 ~999					kl							
	1,000~1,999					kl							
	2,000~3,999					kl							
	4,000~5,999					kl							
	6,000~7,999					kl							
	8,000~9,999					kl							
	10,000~11,999					kl							
	12,000~16,999					kl							
	17,000以上					kl							
	電気					千kWh	86400		4570				

**電気の入力方法**  
上図で電気を選択すると、最下段に入力欄が表示される。



- ① 最大積載量を入力する。
- ② 千トンキロを入力する。
- ④ 右の③で入力した電気の使用量が表示される。
- ③ クリックして電気の補助入力ボックスを表示させ、入力する (付表1の説明参照)。
- ⑤ 左の③で入力した電気の熱量GJ、CO2排出量が自動計算されて表示される。

- 船舶・鉄道・航空機の場合は、付表3を選択します。「+ 輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが表示されるので、「委託輸送」を選択します。
- 委託輸送を選択すると、船舶、鉄道及び航空機の選択ボタンが表示されますので、該当するものを選択します。

## エネルギー使用量等の入力② (船舶・鉄道・航空機の場合)

エネルギー使用量を入力してください。  
電気のCO2排出量は、非化石二酸化炭素削減相当量、グリーン証書由来の削減相当量、再エネ電力由来のクレジットを控除した値となっておりますが、定期報告書(荷主)の存在により正確なCO2排出量が算出されるまで不明となります。

前年度の輸送区分を取込み

付表1 付表2 **付表3**

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定  
識別の枠では、IDは任意に設定できます。また、輸送区

**+ 輸送区分を追加する**

識別	輸送区分	輸送量 (千トンキロ)			
		燃費基準	2023年度	2024年度 (A)	2023年度

**付表3の入力画面**  
(船舶・鉄道・航空機の入力画面)  
○委託輸送を選択すると、船舶、鉄道及び航空機の選択ボタンが表示される。

輸送区分を追加する

輸送区分

項目を選択してください

項目を選択してください

自家輸送

**委託輸送**

輸送区分を追加する

輸送区分

委託輸送

貨物自動車

**船舶**

**鉄道**

**航空機**

選択した輸送区分を追加する

「委託輸送」を選択すると、「船舶」、「鉄道」、「航空機」の選択ボタンが表示されるので、該当するものを選択する。

次ページへ

- 付表3に「船舶」、「鉄道」、「航空機」の入力欄が表示されます。
- 「船舶」の場合は、格付けを選択します。、輸送量を入力し、「←」ボタンを押すと熱量GJとCO2排出量が自動計算されます。
- 「鉄道」及び「航空機」の場合は、輸送量を入力すると熱量GJとCO2排出量が自動計算されます。

付表3に「船舶」、「鉄道」、「航空機」の入力欄が表示される。

識別	輸送区分		輸送量 (千トンキロ)		エネルギー使用量					CO2排出量 (t-CO2)
	燃費基準		2024年度	2025年度 (A)	2024年度	2025年度 (B)	単位	熱量GJ	(参考)平均積載率 (C) (%)	
委託輸送										
03-04	船舶	★5 (20%以上の燃費向上)		100000				44200		3100
03-05	鉄道	(格付を選択)		100000				49100		2200
03-06	航空機			10000				222000		14900
合計										

「船舶」の場合は、格付けを選択する。  
不明な場合は「その他」を選択する。

「船舶」の場合は、輸送量を入力し、「←」ボタンを押すと熱量GJとCO2排出量が自動計算される。

「鉄道」及び「航空機」の場合は、輸送量を入力すると熱量GJとCO2排出量が自動計算される。

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 「エネルギー使用量の入力」メニューから荷主の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」を開くと、使用量と密接な関係を持つ値の名称、単位、数量を記入すると、第2表に自動表示されます。

The screenshot shows the EEGS system interface. On the left is a navigation menu with 'エネルギー使用量の入力' (Energy Usage Input) highlighted in red. The main area is divided into two sections: 'エネルギー使用量の入力' (Energy Usage Input) and 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力' (Energy Usage and Related Value Input). In the first section, the 'Energy Usage and Related Value Input (Shipper)' icon is highlighted in red. A red arrow points from this icon to the second section, where the same icon is also highlighted in red. A blue arrow points from the second section to the input form on the right. The input form is titled 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 (荷主)' and contains a table with input fields for name, unit, and quantity, all highlighted in red.

**エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 (荷主)**

\*は必須項目です。  
エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

項目	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
*値の名称	<input type="text" value="輸送量"/>
*値の単位	<input type="text" value="千トン"/>
*値の数量	<input type="text" value="1000"/>

**エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の「名称」、「単位」及び「数量」を入力する。**

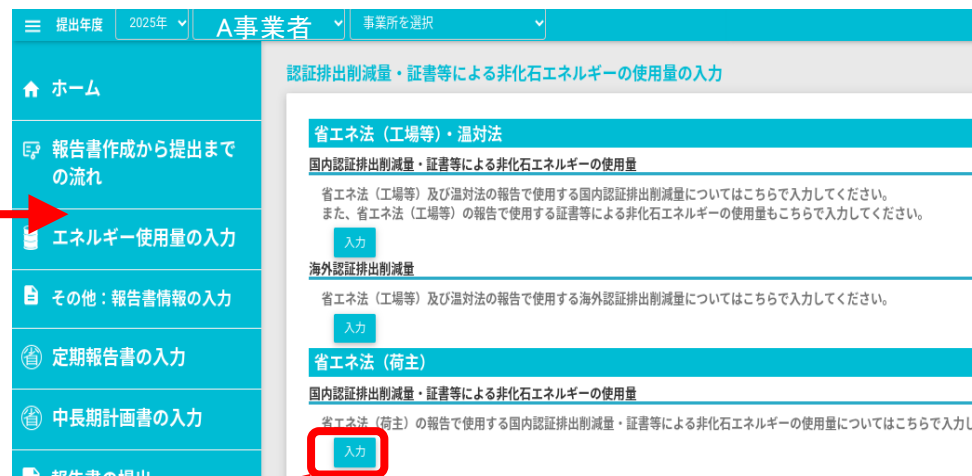
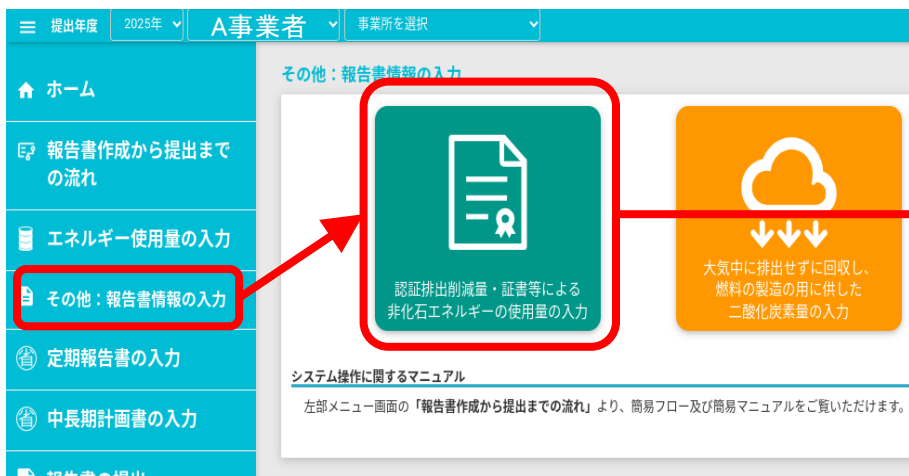
**エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（原単位の分母）の入力画面**

証書等による非化石エネルギー使用量の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- CO2排出削減量や非化石証書の入力は、「その他：報告書情報の入力」から「認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力」メニューから入力します。
- 「排出削減量・非化石エネルギーを入力」ボタンを押すと入力ボックスが現れます。



## 入力画面

「非化石電源二酸化炭素削減相当量」とは「非化石証書」をCO<sub>2</sub>に換算したものです。

国内認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の種別ごとに記入してください。  
※入力内容は省エネ法定期報告書（荷主）第1表1-2、第9表-1、第9表-5、第9表-6、第9表-7、荷主認定表第1表1-2、第3表-1、第3表-5、第3表-6、第9表-7に反映されません。

クレジットの持ち主	非化石エネルギー量の種別	無効化/移転区分	クレジット特定番号		無効化日又は移転日	無効化量又は移転量(t-CO <sub>2</sub> )	方法論の種別	非化石エネルギー量	操作
			ユニット開始番号	ユニット終了番号					
報告者自身	国内クレジット	無効化	KC-111-222-333-444-555	111-222-333-444-556	2025/12/11	2	再エネ電力由来	14,257	
荷主に依頼されて貨物運ぶ者	非化石電源二酸化炭素削減相当量	無効化						15,423	

1ページあたりの行数： 10 1-2件目 / 2件

このボタンを押すと入力ボックスが現れるので、入力する。  
↓  
左下のように入力値が表示される。

前年度の報告データの取り込み・編集

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 前年度にEEGSで定期報告書の入力を行っていた場合、前年度データを取り込み、それをベースに定期報告書を作成することができます。そのためには、まず、前年度に報告したデータをダウンロードする必要があります。
- 「報告書（届出書等）の一覧」画面で検索条件として、「提出年度」欄に前年度、「報告書種別」欄に取得したい報告書種別を設定し、「検索」をクリックします。

## 報告書（届出書等）一覧画面

① クリックします。

② 前年度を選択します。

③ 報告書を選択します。

④ クリックします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書 (様式第1、様式第2)	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	
2025	温対法報告書 (様式第2)	一時保存データなし		
2025	省エネ法定定期報告書 (工場等)	一時保存データあり	2025/10/27 11:23 (2025/02/20 17:33)	

- ファイル一覧に表示された報告書の「編集」アイコン（鉛筆マーク）をクリックすると、報告書基本情報画面に遷移するので、「本体一括ダウンロード形式選択」のプルダウンより「XML形式」を選択し、「ダウンロード」ボタンをクリックします。すると、前年度の報告書が「XML形式」でダウンロードできます。。

報告書（届出書等）一覧画面

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2022	省エネ法定定期報告書（工場等）	提出済・確認済	2023/03/16 10:52 (2023/01/20 16:05)	

報告書基本情報画面

報告書基本情報

7月以降PDF・EXCEL出力に異常に発生を察して取りましたが、現在は、数分～十数分まで出力される元の状況に戻っております。ご不便をおかけし、申し訳ございません。PDF出力に異常を察することについて、お客様ご自身の責任を承知しております。

PDF編集

XML編集

XML

PDF作成

作成済みファイル一覧

- ダウンロードした前年度報告書を、今年度報告書の入力画面に取り込みます
- 「XML形式報告書取り込み」画面で、「ファイルの選択」ボタンを押下して前年度報告書のXMLファイルを選択し、「ファイル取込」ボタンをクリックすると、前年度に報告した内容が、今年度報告書の入力画面に取り込まれます。あとは、取り込んだ情報の修正・追加入力を進めます。

## 報告書入力画面

報告書データの入力画面

省エネ法：定期報告書(特定表) 事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。⇒

報告書データの更新 外部ファイルを取り込み

①クリックします。

外部ファイルを取り込み

ファイルの選択

②出力したXMLファイルを選択します。

③クリックします。

ファイル取込 キャンセル

## 報告書入力

---

※**詳細なマニュアルは[こちら](#)**

- 定期報告書の入力は、「特定荷主」メニューから確認します。

## 定期報告書の入力

管理関係荷主を入力する場合は、事業者を変更します。

The screenshot shows the EEGS system interface. At the top, there is a header bar with a menu icon, '提出年度' (Submission Year) set to '2025年', 'A事業者' (Business Operator) highlighted with a red box, '事業所を選択' (Select Business Location), and '氏名03' (Name 03). On the left, a sidebar menu contains: 'ホーム' (Home), '報告書作成から提出までの流れ' (Flow from report creation to submission), 'エネルギー使用量の入力' (Energy usage input), 'その他：報告書情報の入力' (Other: Report information input), '定期報告書の入力' (Regular report input) highlighted with a red box, '中長期計画書の入力' (Medium and long-term plan input), and '報告書の提出' (Report submission). The main content area is titled '省エネ法：定期報告書の入力' (Energy Conservation Law: Regular report input). It features two main panels: '工場等' (Factory etc.) with '特定表' (Specified Table) and '指定表' (Designated Table) buttons, and '荷主' (Business Operator) with a '特定荷主' (Specified Business Operator) button. A red arrow points from the '定期報告書の入力' menu item to the '荷主' panel. Below the panels is a section for 'システム操作に関するマニュアル' (Manual for system operation) with a link to the left sidebar menu.

次ページへ

- エラーチェックでは、赤色または黄色でメッセージが表示されます。黄色は警告・注意喚起のメッセージですので内容を確認して問題なければ先へ進みます。
- なお、赤字のエラーが解消しないと報告書は提出できません。赤字の表を選択して入力値を確認します。他の表等の修正を行った場合には更新ボタンを押さないと、反映されません。

- ①更新ボタンを押さないと、他の表等の修正内容が反映されない。
- ②更新ボタンを押したら、必ず保存ボタンを押す。

省エネ法：定期報告書(特定荷主) 事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。⇒

表紙 第1表 付表1 付表2 付表3 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表 添付資料

表紙

\*は必須項目です。

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

提出先 \*提出先の選択を行う画面にて登録してください。

\*提出日 20250630  
\*日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。

提出者 都道府県 東京都

添付資料アップロード 削除 入力内容を保存

報告書データの更新

① ②

表示から順番に表を選択し、誤入力又は未入力箇所があれば、修正、入力する。

定期報告書（表紙～第9表）の入力画面

【注意】  
下記の2つのボタンを押し忘れると、修正等の内容が反映されないのので、都度確実に押すこと。

- 報告書データの更新
- 入力内容を保存

- 輸送の区分に応じて付表と共通の識別 (ID) 番号を付与。
- 「算定手法」は、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかを記載。
- 「エネルギー使用量」は数量に単位発熱量を乗じて熱量換算量 (GJ) を記入。
- 非化石エネルギーも記載。

識別	区分	算定方法	前年度からの変更	エネルギー使用量		
				熱量GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 連携分を除いたエネルギー使用量GJ / 連携分のエネルギー使用量GJ	
①	② 委託輸送	貨物自動車	燃費法	無	121,866	
2	貨物自動車	トンキロ法	無	1,202,358		
3	船舶	トンキロ法	無	730,751	③ 1,101,358 ④ 101,000	
4	鉄道	トンキロ法	無	405,867		
5	航空機	トンキロ法	無	51,815		
合計GJ				-	2,512,658	0
うち非化石GJ				-	⑤ 0	⑥ 0
原油換算kl				-	⑥-1 64,827	⑥-2 0
うち非化石kl				-	0	0
前年度原油換算kl(半角入力)				-	65961	0
対前年度比(%)				-	98.3	-

次頁参照

No.	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 識別 (ID) は以下を考慮して任意に設定 「自家輸送/委託輸送」「輸送モード」「輸送形態 (調達、販売等)」「算定方法」等</li> <li>● 識別 (ID) に記入し算定方法毎に付表 1 ~ 3 にも詳細を記入</li> <li>● 付表の添付漏れに注意</li> <li>● 第 1 表の識別 (ID) は付表 1 ~ 3 の識別 (ID) との整合性に注意</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ( ) 内にその輸送区分を特徴付ける名称を記入 ※ 専属便、専用便、貸切便、混載便、輸送品目等</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社で使用したエネルギー使用量のうち、荷主連携省エネルギー措置の対象外となるエネルギー使用量を記入</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 1 表 2 . ( 3 ) の数値に基づいて連携分を記入</li> </ul>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 付表 1 ~ 3 のうち、非化石エネルギーの合計値を記載</li> </ul>
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合計 GJ × 0.0258</li> </ul>
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該年度値 [ k l (キロリットル) ]</li> <li>● 前年度値 [ k l (キロリットル) ] ※ 前年度値は前年度に報告した値を使用</li> </ul>
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ID の設定方法に関する解説、小規模輸送として省略したもの、前年度からの変更理由等を記入</li> </ul>

⑧ 補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

- 貨物のうち容積のみが分かっているものについては、1m<sup>3</sup>あたり280kgで重量に換算して求めた。また、貨物便の一部で貨物重量が不明な場合に、トラックの最大積載量を貨物重量と見なして算定した。
- 貨物の輸送距離は、工場所在地と出荷先の県庁所在地の見なし距離 (最短経路の道のりと計算した距離) を利用した。廃棄物については工場別に見最代表的な最終処分場までの見なし距離とした。

- 燃料法を用いて算定する輸送区分 (ID) が一つでもある場合には、この表にそのIDについて記入。
- 「エネルギー使用量」には固有単位量の数値 (軽油の場合にはkl) 及び熱量換算量 (GJ) を記入。
- 電気自動車に係る定期報告は、電気使用量を把握し、エネルギー使用量の数値欄に電気使用量 (kWh) を記入。
- 非化石エネルギーも記入。

グレーアウトされた項目はエネルギー使用量の入力 (荷主) 画面で入力した値を元に自動入力 (本書11参照) のため入力不要

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

区分	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
	数値	熱量GJ	連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ	
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
A	B=A×C	D	E=D×C	F	G=F×C	
1 自家輸送						
揮発油	3,030 kl	101202	1000	33400		
軽油	kl					
電気	400 千kWh	1440	400	1440		
その他						
2 委託輸送						
揮発油	kl					
軽油	5,000 kl	190000	3000	114000	1000	38000
電気	20 千kWh	72	20	72		
バイオディーゼル	12 kl	427.2	12	427.2		
A重油	kl					
B・C重油	kl					
船舶						
軽油	kl					
電気	千kWh					
鉄道						
ジェット燃料油	kl					
揮発油	kl					
航空機						
合計	-	293,141	-	149,339	-	38,000

No	記入のポイント
①	・識別 (ID) は第1表にあわせて記入
②	・様式にある固有単位量の数値で記入 例：軽油の場合はkl (キロリットル)
③	・数値×単位発熱量 ※単位発熱量は省エネ法告示及び「エネルギー使用量の算定に係る係数一覧」本書P.56参照 例：軽油の場合の単位発熱量は38.0 [GJ/kl]
④	・この記入例の場合 揮発性：101,202 [GJ] = 3,030 [kl] × 33.4 [GJ/kl] 電気：1,440 [GJ] = 400 [千kWh] × 3.60 [GJ/千kWh] 軽油：190,000 [GJ] = 5,000 [kl] × 38.0 [GJ/kl] 電気：72 [GJ] = 20 [千kWh] × 3.60 [GJ/千kWh] バイオディーゼル：427 [GJ] = 12 [kl] × 35.6 [GJ/kl]
⑤	・第1表2. (3) の数値に基づいて、連携で使用したエネルギー使用量を記入
⑥	・この記入例の場合 293,141 [GJ] = 101,202 + 1,440 + 190,000 + 72 + 427 [GJ]

- 燃費法を用いて算定する輸送区分 (ID) が一つでもある場合には、この表にそのIDについて記入。
- 「エネルギー使用量」には固有単位量の数値 (軽油の場合にはkl) 及び熱量換算量 (GJ) を記入。
- 非化石エネルギーも記入。

エネルギー使用量の入力 (荷主) 画面で入力した値を元に自動入力 (本書11参照)

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

No	区分	輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(換算) 平均燃費
			エネルギー使用量		連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ		
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
1		A	B	C=B×D	E	F=E×D	G	H=G×D	①=A/B or A/(B×1000) or A/E or A/(E×1000)
3	自家輸送	揮発油	30,460	9 kl	300.6		9	300.6	3.38 km/l
		軽油		kl					km/l
		バイオエタノール	50,420	1 kl	23.4		1	23.4	50,420.00 km/kl
	その他								
4	貨物自動車 (外部配送)	揮発油	10,037,500	610 kl	137,180		3610	137,180	2.78 km/l
		軽油							
5	委託輸送	A重油	625,500	3,052 kl	118,722.8		3052	118,722.8	0.20 km/l
		B・C重油	652,431	3,458 kl	144,544.4		3458	144,544.4	0.19 km/l
		軽油		kl					km/l
		鉄道		千kWh					km/千kWh
		電気		千kWh					km/千kWh
		ジェット燃料油		kl					km/kl
		航空機		kl					km/kl
	合計				400,771			400,771	

- 記入のポイント
- ① 識別 (ID) は第1表にあわせて記入
  - ② 識別 (ID) ごとに区分内容を記入
  - ③ 燃料ごとに記入
  - ④ 燃料使用量の按分が生じる場合は原則輸送距離も按分して記入
  - ⑤ 様式にある固有単位量の数値で記入  
例：軽油の場合はkl (キロリットル)
  - ⑥ 数値×単位発熱量  
※単位発熱量は省エネ法告示及び「エネルギー使用量の算定に係る係数一覧」本書P.56参照  
例：軽油の場合の単位発熱量は38.0 [GJ/kl]  
この記入例の場合  
揮発性：300 [GJ] = 9 [kl] × 33.4 [GJ/kl]  
バイオエタノール：23 [GJ] = 1 [kl] × 23.4 [GJ/kl]  
軽油：137,180 [GJ] = 3,610 [千kWh] × 38.0 [GJ/kl]  
A重油：118,723 [GJ] = 3,052 [kl] × 38.9 [GJ/kl]  
B・C重油：144,544 [GJ] = 3,458 [千kWh] × 41.8 [GJ/kl]
  - ⑦ 輸送距離÷エネルギー使用量 (数値)
  - ⑧ この記入例の場合  
400,771 [GJ] = 300.6 + 23.4 + 137,180 + 118,723 + 144,544 [GJ]
  - ⑨ 算定対象範囲・拡大推計を含む例外的事項、前年度からの変更事項等を記入

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

- ・識別2の貨物自動車は同一の自動車で、揮発油・バイオエタノールを混合するため、輸送距離と平均年井は同じ数値としている。
- ・識別4の輸送距離は距離計さんソフトにより求めたに拠点間の距離距離によるもの。

- トンキロ法を用いて算定する輸送区分 (ID) が一つでもある場合には、この表にそのID について記入。
- 「輸送量」にはその輸送区分で輸送した貨物の輸送量を千トンキロ単位で記載。
- 「エネルギー使用量」には固有単位量の数値 (軽油の場合にはkl) 及び熱量換算量 (GJ) を記入。

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

※の項目は、エネルギー使用量の入力 (荷主) 画面で入力した値を元に自動入力 (本書 11 参照)

識別ID	区分		輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量		荷主選擇省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(標準) 平均 換算率(%)	(標準) エネルギー 消費原単位 (kl/トンキロ)
	燃料	最大積載量 (kg)		固有単位量		選擇分を削いだエネルギー使用量(GJ)		選擇分のエネルギー使用量(GJ)			
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
1	揮発油	~499		kl							
		500~1,499		kl							
		1,500以上		kl							
	貨物自動車	~999		kl							
		1,000~1,999		kl							
		2,000~3,999		kl							
		4,000~5,999		kl							
		6,000~7,999		kl							
		8,000~9,999		kl							
		10,000~11,999		kl							
	12,000~16,999		kl								
	17,000以上		kl								
	その他 ( )		kl								
	その他										
2	軽油	~499		kl							
		500~1,499		kl							
		1,500以上		kl							
		~999		kl							
		1,000~1,999		kl							

No	記入のポイント
①	・識別 (ID) は第 1 表にあわせて記入 (※)
②	・識別 (ID) ごとに区分内容を記入 (※)



- クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を記載。
- 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載。
- 非化石エネルギー相当量について、無効化や償却を行った場合は正の値、移転した場合は負の値で記載。

EEGSの操作 排出削減量の入力 で入力した値を元に自動入力（本書14参照）

### 1-2 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

①	クレジット特定番号	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
	KC-111-111-111-111-111 ~111-111-111-111-111	2025年03月31日	500 kWh

### 1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

②	メニュー名	使用量	非化石メニューにおける 非化石割合又は 非化石証書使用状況
	1. (識別ID : kihatsuyu1) *****	200000 kWh	44.5824 kl 25.2 %

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証非化石エネルギー相当量（新規追加）がある場合、相当量に係る情報を記入</li> <li>● 無効化量は正の値、移転量は負の値で記入 また、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気メニューごとに使用量及び非化石割合を記入</li> </ul>

## (参考) 非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等

- 非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等は、「国内クレジット」、「オフセット・クレジット」、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度によって認証された「グリーン電力・熱証書」、「J-クレジット」。

### <省エネ法で非化石転換の取組として評価される証明書等の種類>

省エネ法で非化石転換の取組として評価される証書等は下表のとおりです。

熱	電気	その他
<ul style="list-style-type: none"><li>・非化石熱由来国内クレジット</li><li>・非化石熱由来オフセット・クレジット</li><li>・認証済グリーン熱証書</li><li>・非化石熱由来 J-クレジット</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・非化石電気由来国内クレジット</li><li>・非化石電気由来オフセット・クレジット</li><li>・認証済グリーン電力証書</li><li>・非化石電気由来 J-クレジット</li><li>・非化石証書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等</li></ul>

### <証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法>

証書等による非化石エネルギーのみなし使用量は以下の計算式で算出します。非化石エネルギーへの転換に係る評価においては、使用した非化石エネルギーのうち、この非化石エネルギー相当量分を非化石エネルギーに置き換えて計算を行います。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{非化石} \\ \text{エネルギー} \\ \text{のみなし量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{報告対象年度の} \\ \text{無効化量} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{報告対象年度の} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{非化石証書に} \\ \text{係る電力の量}^{(*)} \\ \hline \end{array}$$

※1月1日～12月31日の発電に係るもの

- 第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、売上高、輸送コスト、輸送重量、輸送トンキロ等荷主としての委託輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値を記載。

エネルギー使用量の入力(荷主)画面で入力した値を元に自動入力(本書11参照)

第2表 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

①	エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (名称:名称6.1)(単位:万t・km)	②	2025年度 A) 323034	対前年度比 (%) 99.2
	前年度のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (半角入力)		325503	

第3表 エネルギー消費原単位

原単位	エネルギー使用量(原油換算kt)(E-1)	0.2007	対前年度比(%)	99
原単位	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値(A)	0		
原単位	エネルギー使用量(原油換算kt)(E-2)			
原単位	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値(A)			
前年度のエネルギー消費原単位	0.20264329361019			
前年度の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位	0.00000000000000			

第4表 複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

⑤ 昨年度はエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を輸送重量(千トン)としていたが、以下の理由により輸送量(百万トンキロ)に変更した。  
・顧客の納入先が移転し遠距離となった影響を考慮するため。

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの使用に係る原単位の分母の値の種類を記入</li> <li>前年度から変更する場合は第4表に理由を記入</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度とその時の値を記入</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法改正に伴い2023年度報告より、非化石エネルギーも報告の対象に含まれることから、エネルギー消費原単位も変わる点に留意が必要</li> <li>原単位変化を算定するため( )内に改正前の基準で記入</li> </ul>
④	当該年度値 [kl (キロリットル)] 前年度値 [kl (キロリットル)] $\times 100\%$
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>書き切れない場合は別紙※ 前年度値は前年度に報告した値を用いる</li> </ul>
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度は右端</li> </ul>
⑦	$( (C-1) \times (D-1) \times (E-1) \times (F-1) )^{1/4}$

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
③ エネルギー消費原単位	( 0.00351 )	( 0.00302 )	( 0.00277 ) ( 0.00279 )	0.00270	0.0024562	
対前年度比(%)	-	Ⓒ-1 (86.0)	Ⓔ-1 (98.3)	Ⓔ-1 96.9	Ⓔ-1 90.8	93.0
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位	( )	( 0 )	( 0 ) ( 0 )	( 0 )	0	-
対前年度比(%)	-	Ⓒ-2	Ⓓ-2	Ⓔ-2	Ⓔ-2	-

原単位については、その変化率が「% (パーセンテージ)」で小数点第1位まで把握するため報告書には必要な桁数(有効数字)4桁の値(この場合、(0.02456)に丸めて表示されます。

- 2025年度の定期報告では、2023年度・2024年度の実績の新たな値に対してこの表の赤字のとおり、対前年度比を算定。

● 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定における、法改正に伴う経過措置について

改正省エネ法では、エネルギーの定義や一次エネルギー換算係数が見直されるため、事業者が算定するエネルギー消費原単位も変わる。省エネ取組の継続性を確保するため、5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり経過措置を設ける。

■ 2024年度定期報告 (2023年度実績)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比 (%)		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

■ 2025年度定期報告 (2024年度実績)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年		97.9	98.0	100.0	98.0	98.5

改正前の省エネ法に基づく原単位変化

- 「非化石エネルギー自動車割合」は、「非化石エネルギー自動車の合計」を「自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計」で除した数値を報告。
- ハイブリッド自動車を非化石エネルギーへの転換と捉えることはしないが、省エネルギーに重要な役割を果たすことから、非化石エネルギーへの転換の取組の評価の際に参考事項として考慮。

## 2-1 非化石エネルギー自動車の使用割合 (車両総重量8 t以下の貨物自動車)

区分	実績	2020年度					2030年度	
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2030年度	2030年度
電気自動車	①						0	3
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②						0	0
プラグインハイブリッド自動車	③						0	0
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④							
<b>非化石エネルギー自動車の合計</b>	⑤ = ①+②+③+④						0	3
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥						283	
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦						0	0
<b>電動車割合 (参考)</b>	(①+②+③+④) / ⑥						0.0 %	1.1 %
<b>非化石エネルギー自動車割合</b>	⑤ / ⑥						0.0 %	1.1 %

No.	記入のポイント
①	・最大積載量ではなく、車両総重量であることに注意
②	・「荷主専属用輸送」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送及び同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
③	・「2030年度」までの定量目標目安を入力
④	・既に達成している場合、あるいは達成が極めて困難と客観的に判断できる事情がある場合には、目安と異なる数値を目標として設定
⑤	・バイオ燃料又は合成燃料の混合割合が過半を占める自動車の台数
⑥	・化石燃料を使用するハイブリッド自動車の台数を参考事項として考慮する 例：非化石エネルギー自動車の割合が4%であっても、ハイブリッド自動車を含めて目安を達成した場合に、ハイブリッド自動車を使用していない者に比べて評価する
⑦	・電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車のこと
⑧	・バイオ燃料又は合成燃料の混合割合ごとの使用した貨物自動車の情報を入力

## 2-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数	行追加
バイオディーゼル	50 %	30 kl	15 台	行削除
バイオエタノール	48 %	20 kl	10 台	行削除
合成燃料	60 %	25 kl	5 台	行削除

- 「充電設備の設置数」は、「目標年度における定量目標の目安」は現時点で設定していないが、EVやPHEVの導入を促進するため、荷主においても自らのヤード等で設置を検討し、2030年度における設置数について目標を設定

2-3 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

・委託先にメールにて運送状を送付し、その運送状において100%バイオディーゼル車〇台での輸送を委託しており、その台数を上表④に参入している。

2-4 充電設備の設置数 (車両総重量8t以下の貨物自動車)

充電設備の設置数	目標		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数 (①+③)
	2030	年度	
1	30		2

No	記入のポイント
①	・目安の設定はしていないため、自主的に目標を設定
②	・充電設備についての補足情報 (普通充電 / 急速充電、その各々の台数、台数が前年度から変更した場合の理由)、目標に関する解説

2-5 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

② 上表2-4の通り、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は2台使用しており、輸送事業者と協議の上、輸送ルート付近にある自社の事務所に設備を設置した。  
 ・上記の他、輸送事業者、着荷主と連携して、充電サービス事業者と輸送ルート上において、〇〇センター(〇〇県)付近に充電インフラの整備を検討している。

車両総重量8t超の貨物自動車

2-6 非化石エネルギー自動車の使用割合 (車両総重量8t超の貨物自動車)

2-7 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

2-8 その他非化石エネルギー自動車 (車両総重量8t超) への転換に関する事項及び参考情報)

- 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合、前年度に比べ改善できなかった場合の理由を記載。
- 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった理由を記載。

1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由

小ロット輸送が増加したため過去5年間のエネルギー消費原単位を年平均1%以上改善できなかった。



EEGSでは記入必須の欄については、入力欄が活性化されるため必ず記載する。

(ロ)の理由

2 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

入力欄が非活性の場合、記入は不要

- 第7表は、荷主の判断基準に示される項目のうち、「I エネルギーの使用の合理化の基準」に示す項目について、その遵守状況を記載。

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

① 対象項目	* 取組方針の策定	* 責任者の配置実施中	* 計画の策定	* 報告の指示
取組方針の作成とその効果等の把握	<input checked="" type="radio"/> 策定している <input type="radio"/> 策定していない	<input checked="" type="radio"/> 全ての部門で設置している <input type="radio"/> 大半の部門は設置している <input type="radio"/> 一部だけ実施している <input type="radio"/> 実施していない	<input checked="" type="radio"/> 全てで実施している <input type="radio"/> 大半で実施している <input type="radio"/> 一部だけ実施している <input type="radio"/> 実施していない	<input checked="" type="radio"/> 全てで実施している <input type="radio"/> 大半で実施している <input type="radio"/> 一部だけ実施している <input type="radio"/> 実施していない
	* 社内研修体制の整備 <input checked="" type="radio"/> 整備済み <input type="radio"/> 整備中 <input type="radio"/> 未整備	* エネルギー使用実態等のより正確な把握 <input checked="" type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> 実施していない	* エネルギー使用実態等の把握方法の定期的確認 <input checked="" type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> 実施していない	* 燃料使用量の情報提供及び算定方法 <input type="radio"/> 情報提供なし <input type="radio"/> 情報提供ありー燃料法 <input type="radio"/> 情報提供ありー燃費法 <input checked="" type="radio"/> 情報提供ありートンキロ法 ※割合の多いものを選択
② 輸送効率向上のための措置	* 商品や荷姿の標準化 <input checked="" type="radio"/> 該当なし <input type="radio"/> 全てで実施している <input type="radio"/> 大半で実施している <input type="radio"/> 一部だけ実施している <input type="radio"/> 実施していない	* 製品や包装資材の軽量化、小型化 <input type="radio"/> 該当なし <input type="radio"/> 全てで実施している <input type="radio"/> 大半で実施している <input checked="" type="radio"/> 一部だけ実施している <input type="radio"/> 実施していない	* 輸送ルートの工夫 <input type="radio"/> 全てで実施している <input checked="" type="radio"/> 大半で実施している <input type="radio"/> 一部だけ実施している <input type="radio"/> 実施していない	* 燃費向上のための貨物の輸送の見直し <input type="radio"/> 実施している <input checked="" type="radio"/> 一部実施している <input type="radio"/> 実施していない
	* 計画的な貨物の輸送 <input type="radio"/> 実施している <input checked="" type="radio"/> 一部実施している <input type="radio"/> 実施していない			
準荷主との連携	* 貨物の輸送頻度等の見直し <input type="radio"/> 全てで実施している <input type="radio"/> 大半で実施している <input checked="" type="radio"/> 一部だけ実施している <input type="radio"/> 実施していない			

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必ず各項目のいずれかが「✓」印または「■」印を記入</li> <li>● 各項目において2箇所以上記入しない</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「該当なし」は、検討したが合理化に資するものでないと判断して実施を見送った場合、または、輸送手段として選択することが不可能な場合等に選択</li> </ul>

● エネルギー使用合理化、非化石エネルギーへの転換、電気の需要の最適化に関して実施した具体的な措置を記入。

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

- ① ・従来、委託先がどのような車両で輸送していたか把握していないことから、省エネについては輸送事業者任せであったが、省エネや非化石転換のために実輸送を担う事業者と協議している。
- ・小口配送のため利用していた自家用トラック(2t車〇台、4t車〇台)での輸送を営業用トラックによる積み合わせ輸送に変更した。
- ・〇〇—〇〇間の幹線輸送のうち輸送量の約半数をトラック輸送から鉄道輸送に変更した。

※当該年度に実施した取組を記入(荷主の判断基準の内容以外の措置でも可)  
最大1600文字まで入力できますが、記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

2 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要

- ・自社の貨物の走行ルートについて改めて調査したところ、輸送距離が80km程度であったこともあり、EV車両の導入を検討している。
- ・委託輸送中心であり、省エネや非化石転換に資する輸送機器の導入においては、そのコスト負担について委託先と協議し、運賃等へ反映した。

※当該年度に実施した取組を記入(荷主の判断基準の内容以外の措置でも可)  
最大1600文字まで入力できますが、記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

3 電気の需要の最適化に関する事項

措置の概要

- ・委託先及び着荷主と連携し、電気自動車の充電時間において可能な限り電気需要逼迫時の時間帯を避け、閑散期である〇月～〇月は〇日間、最適化に資する措置を実施した。

※当該年度に実施した取組を記入(荷主の判断基準の内容以外の措置でも可)  
最大1600文字まで入力できますが、記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

No	記入のポイント
①	・当該年度に実施した取組を記入 (荷主の判断基準の内容以外の措置でも可)

- 付表1～3に示される燃料種類ごとの燃料および電気の使用量から算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量をt単位の二酸化炭素量で記入。
- 排出量は、今年度報告から燃料の使用と電気の使用に分けて記入。

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

①②の値を算出する計算式は、次頁参照

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素	①	19,986 t-CO2
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	②	0 t-CO2

○燃料種類ごとのエネルギー使用量あたりの二酸化炭素排出量

- ・燃料  

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー使用量 (GJ)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44 / 12$$
- ・電気  

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{排出係数 (tCO2/kWh)}$$

※燃料の使用に伴う二酸化炭素及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の区分に準じて区分して記載することができない場合には、燃料の使用に伴う二酸化炭素として記載すること。

● 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算出式

①	<p>算出式：(A) - (B)</p> <p>(A) 付表1、付表2、付表3の同一識別ID毎のCO2排出量の合算値</p> <p>(B) [電気事業者から供給された電気] + [電気事業者以外から供給された電気]</p> <p>[電気事業者から供給された電気]</p> <p>電気事業者からの買電の使用量（数値） × 電気事業者の新基礎排出係数 × 1000</p> <p>[電気事業者以外から供給された電気]</p> <p>「買電量」（「使用量（数値）」） × 基礎排出係数（入力値）</p>
②	<p>算出式：(⑥ - ③) + ⑨ - (① + ②)</p> <p>※⑥ - ③の算出結果が負の場合、0とする</p> <p>※算出結果が負の場合、0とする</p> <p>① グリーン電力証書由来の削減相当量</p> <p>② 再エネ電力由来のクレジット</p> <p>③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量</p> <p>⑥ 電気事業者から供給された電気 × 基礎排出係数</p> <p>算出式：</p> <p>電気事業者からの買電の使用量（数値） × 電気事業者の新基礎排出係数 × 1000</p> <p>⑨ 電気事業者以外から供給された電気 × 基礎排出係数</p> <p>算出式：</p> <p>「買電量」（「使用量（数値）」） × 基礎排出係数（入力値）</p>

- 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載。国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載。
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量は非化石証書の種別ごとに記入。種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載。

EEGSの操作 排出削減量の入力 で入力した値を元に自動入力 (本書14参照)

5 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	オフセット・クレジット(J-VET)	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JP-888-888-888-888-888~888-888-888-888-899	2025/03/30	12 t-CO2
合計量		12 t-CO2

6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

事業者	種別	非化石証書の量	全国平均係数	補正率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量	操作
*****	(選択なし)	kWh	t-CO2/kWh		t-CO2	削除

7 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	0 t-CO2
	②再生エネルギーの導入に係るクレジット	39 t-CO2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		0 t-CO2
④①~③の合計		39 t-CO2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		277 t-CO2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		111 t-CO2

※荷主ではなく、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有する非化石証書、無効化・移転したクレジット等について記入すること。

## 添付資料の登録

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 説明資料を添付するときは、「定期報告書の入力」等の画面で、「添付資料アップロード」のボタンを押下します。
- 添付資料アップロード画面ではファイルの種類・形式を設定後、「ファイルの選択」ボタンから添付するファイルを指定できます。「新規アップロード」ボタンをクリックすると添付が完了します。

定期報告書・中長期計画書の入力の画面等

The screenshot displays the '省エネ法：定期報告書(特定荷主)' interface. The top navigation bar includes '提出年度' (2025年), 'A事業者', and '事業所を選択'. Action buttons for '添付資料アップロード', '削除', and '入力内容を保存' are visible. The left sidebar contains menu items: 'ホーム', '報告書作成から提出までの流れ', 'エネルギー使用量の入力', 'その他：報告書情報の入力', '定期報告書の入力', and '中長期計画書の入力'. The main content area shows the '添付資料アップロード' dialog with the following elements:

- ① クリックします。**: Points to the '添付資料アップロード' button in the top navigation bar.
- ② 選択します。**: Points to the 'ファイルの種類' dropdown menu.
- ③ クリックしてファイルを選択します。**: Points to the 'ファイルの選択' button.
- ④ クリックします。**: Points to the '新規アップロード' button.

Additional text in the dialog includes: 'ファイル形式 (選択なし)', 'ファイル選択 (ファイルの選択) ファイルが選択されていません', and a '閉じる' button.

## 報告書ファイルの登録

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- EEGSでは、XML形式のファイルをアップロードすることにより、報告書の内容を入力することが可能です。
  - ファイルは、定められたフォーマット（XML構造定義書）に従ったものである必要があります。
  - ファイル内の「特定排出者コード／特定漏えい者コード」「法人番号」はEEGSの事業者情報で登録されている情報と一致している必要があります。

## 定期報告書の提出

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

**報告書の提出**

外部連携・データ連携

報告書の提出

報告書（届出書等）のファイルアップロード

報告書（届出書等）の一覧

システム操作に関するマ...  
左部メニュー画面の...より、簡易フロー及び簡易マニュアルをご覧いただけます。

①クリックします。

②クリックします。

- 報告書種別とファイル形式を設定し、「ファイルの選択」ボタンをクリックしてファイルを選択します。
- XMLファイルを選択し「次へ」ボタンをクリックすると、ファイルがアップロードされます。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度: 2025年

事業所を選択

https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/isshu\_santei-4.html

・WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードのみでは提出は完了していません。報告書の提出は、「報告書（届出書等）一覧画面」より提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

・作成支援ツールは、ホーム画面の「制度毎の報告様式・制度マニュアル・作成支援ツール等へのリンク」より入手してください。一方、画面で入力をされますとアップロードでの入力は不可となります。

特定事業者番号/特定連鎖化事業者番号/認定管理統括事業者番号: 0293932

特定荷主番号/認定管理統括荷主番号: 021113

特定輸送事業者指定番号/認定管理統括輸送事業者指定番号

特定排出者コード/特定漏えい者コード: 285002989

提出年度: 2025年度  
※該当年度以外の報告書(届出書等)は本システムからは提出できません。提出したいときは窓口へご相談ください。

\*報告書種別: 省エネ法定定期報告書 (特定荷主)

\*ファイル形式: XML

\*ファイル選択: **ファイルの選択** ファイルが選択されていません

\*報告書を作成したツール: その他 自社システムからの出力

次へ

①クリックして、ファイルを選択します

選択すると表示されます。

②クリックします。

- その他の報告書の様式（荷主認定表等）を提出する場合は、画面下部に移動し、「アップロード様式」欄、「ファイル形式」欄を選択した上で、「ファイルの選択」ボタンをクリックし、ファイルをアップロードします。
- ここではファイルをEEGSに登録するだけで、提出したことになりません。この後、報告書一覧画面から、報告書をEEGSで作成した場合と同様に、入力チェック（☞19）「提出」（☞20・21）の操作を実施してください

## 報告書基本情報画面

①「アップロード様式」で、提出する報告書の様式を選択します。

②「ファイル追加」欄で「ファイル形式」を選択し、「ファイルの選択」ボタンを押下してアップロードするファイルを追加します。

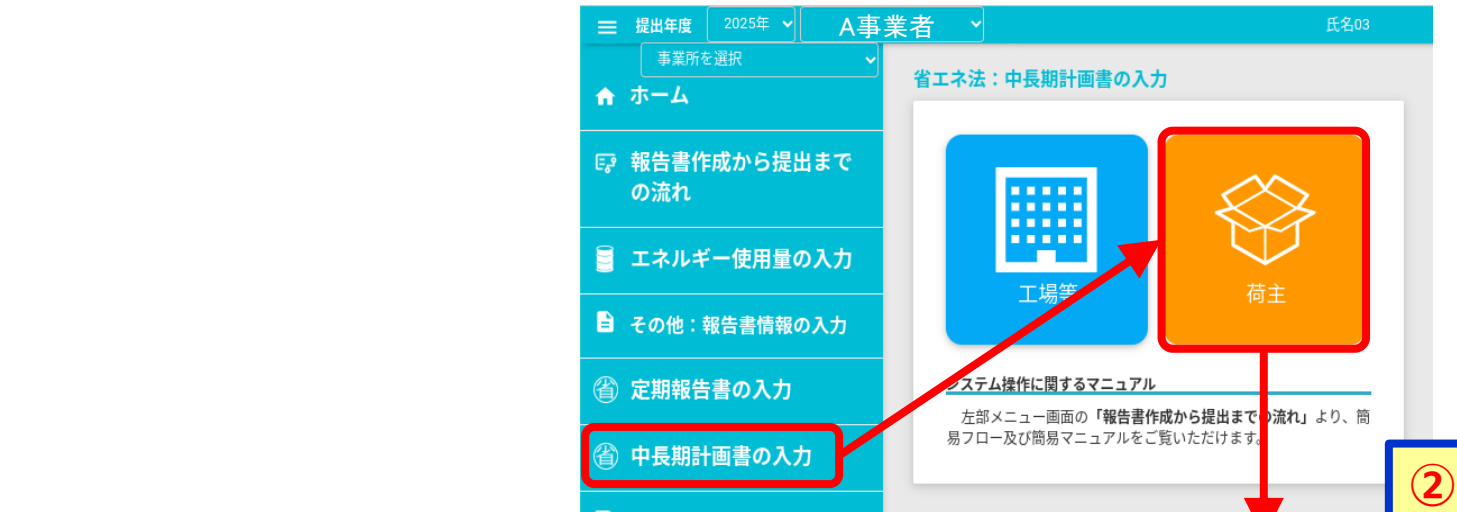
②「ファイル追加」欄で「ファイル形式」を選択し、「ファイルの選択」ボタンを押下してアップロードするファイルを追加します。

## 中長期計画書の作成

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

● 中長期計画書の入力では、「荷主」を選択します。画面に従って、未入力箇所を入力します。



中長期計画書の入力画面

①更新ボタンを押さないと、他の表等の修正内容が反映されない。  
 ②更新ボタンを押したら、必ず保存ボタンを押す。

画面に従って、未入力箇所を入力する。

- 中長期計画書の提出頻度軽減の条件に該当しており、免除の希望場ある場合には「希望する」にチェック。
- 合理化の計画期間、非化石転換の計画期間を記載。

表紙

\*は必須項目です。

① 提出先 ※提出先の選択を行う画面にて登録してください。

\*提出日 202600△△ ※日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。

\*郵便番号 100-0000 郵便番号から住所を入力

\*住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

② \*法人名 株式会社〇〇工業

法人名(英語表記)

\*法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

銘柄コード

③ \*代表者の役職名 代表役員

\*代表者の氏名 代表者1

Ⅰ 特定荷主又は認定管理統括荷主の名称等

④ \*特定荷主番号又は認定統括荷主番号 〇〇〇〇〇〇

\*事業者の名称 株式会社〇〇工業

主たる事務所の所在地

\*郵便番号 100-0000 郵便番号から住所を入力

\*住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

\*電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 例) 03-1234-5679

⑤ \*細分類番号 〇〇〇〇 産業分類から細分類番号を取得

\*主たる事業 〇〇〇〇〇〇〇〇

作成担当者連絡先

\*職名 △△部 △△課長

\*氏名 省工ネ 一部

\*電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 例) 03-1234-5679 勤務先の代表電話番号ではなく、該当者に直接連絡か

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 例) 03-1234-5679

メールアドレス XXXXXX@XX.co.jp

⑥ 中長期計画書の提出免除の希望 中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を  
 希望する  
 提出頻度の軽減の条件については、中長期計画の提出頻度の軽減についてをご確認ください。

⑦ \*本計画書(合理化)の計画期間 2025 年度～ 2028 年度

\*本計画書(非化石転換)の計画期間 2025 年度～ 2028 年度  計画内容に変更なし ⑧

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出先はEEGSの電子申請先を選択してPDFやエクセルでダウンロードすると表示される。(管轄地域の経済産業局長及び事業所管省庁地方支分部局長等宛)</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「株式会社」と「社名」の間はスペースを空けず「(株)」は使用せずに記入</li> <li>● 国税庁HPに掲載されている13桁の法人番号(半角)を入力</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代理人が提出する場合には委任状を提出(ただし既に提出済み等においてその写しでも可)</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済産業局より指定された番号を記入 番号は0(ゼロ)を省略せず6桁で記入</li> </ul>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本標準産業分類の細分類に従って記入(<a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm</a>)</li> <li>● 名称と4桁番号の整合性に注意</li> </ul>
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出頻度軽減の条件(5年度間平均エネルギー消費原単位を年1%以上低減※本書P.8参照)に該当しており、計画期間中の中長期計画の提出免除を希望する場合は【希望する】のチェックボックスに印をつける</li> </ul>
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画上の取組を実施する期間を記入(提出する年もしくはその翌年を最初の年として記載)</li> <li>● 表Ⅱの「実施期間」の直近年から最も長い年までを記入</li> </ul>
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前年度から計画内容に変更がない場合は【計画内容に変更なし】のチェックボックスに印をつける</li> </ul>

- 省エネ計画を記載し、省エネの期待効果をkL/年で記載。

1. 計画内容

⑨ 対策	⑩ 計画内容	⑩ 実施時期	⑪ エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算kl/年)	行追加
タイヤ空気圧点検	対象事業用トラック全台のタイヤ空気圧を1回/月の頻	2025 年 ~ 2028 年	68.4 kl	削除
低燃費タイヤの導入	対象事業用トラック全台に低燃費タイヤを使用する	2025 年 ~ 2028 年	48.9 kl	削除
エコドライブの実施	デジタコ走行データによる個別指導の実施（改善期待	2025 年 ~ 2028 年	48.9 kl	削除

⑫ 2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

・認定されたエコドライブ講習会への参加によりグループ企業内はもとより、貨物輸送事業者と連携した燃料費削減を実施する。

3. 前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由	行追加
幹線輸送のモーダルシフト	△△製品の〇〇-〇〇間の輸送のうち、〇〇%を鉄道輸送で実施する。	緊急時対応を除いてすべて鉄道輸送に移行済。	削除
対策	追加された計画	理由	行追加
			削除

No	記入のポイント
⑨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対策の種類別 例：モーダルシフトの推進、積み合わせ輸送・混載便の利用</li> <li>• 対策の種類別が多く、記入欄が足りない場合は、行を追加等して記入</li> </ul>
⑩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実施期間は表 I の「本計画書の計画期間」との整合をとる</li> <li>• 実施期間は年月で記入（開始期間及び終了期間）</li> <li>• 単年度の実施の場合、2023年～2023年と記入</li> </ul>
⑪	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画期間内で効果を原油換算kl（キロリットル）/年単位で記入、期待効果の合計が全体のエネルギー使用量の1%を上回ることが望ましい</li> <li>• 数値のみ記載</li> </ul>
⑫	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Ⅱに記載した計画に関連する上位の計画や個々のエネルギー使用合理化期待効果が算定できないような取組体制等の計画等を記入</li> </ul>

## (Ⅲ 1-1 非化石エネルギー自動車の使用割合8t以下)

- 非化石エネルギーへの転換において、非化石エネルギー自動車の使用の目標台数を記載。
- バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報、非化石エネルギー自動車（車両総重量8t以下）への転換に関する事項及び参考情報、充電設備の設置数を記載。

### 1-1. 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t以下の貨物自動車）

区分	自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車	
	目標年度における 定量目標の目安	目標
	2030年度	2030年度
電気自動車	①	30台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	5台
プラグインハイブリッド自動車	③	2台
⑤ 専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	1台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	38台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する 貨物自動車の合計	⑥	500台
⑥ ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	15台
⑦ 電動車割合 (参考)	(①+②+③+⑦) / ⑥	10.4%
非化石エネルギー自動車割合	⑤ / ⑥	7.6%

自動計算

No	記入のポイント
①	・最大積載量ではなく、車両総重量であることに注意
②	・「荷主専属用輸送」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送及び同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
③	・「2030年度」までに「5%」（2023年4月時点）
④	・既に達成している場合、あるいは達成が極めて困難と客観的に判断できる事情がある場合には、目安と異なる数値を目標として設定
⑤	・バイオ燃料又は合成燃料の混合割合が過半を占める自動車の台数
⑥	・化石燃料を使用するハイブリッド自動車の台数は、参考事項として考慮する ※非化石エネルギー自動車の割合が4%であってもハイブリッド自動車を含めて目安を達成した場合は、ハイブリッド自動車を使用していない場合よりも評価する
⑦	・電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車のこと
⑧	・バイオ燃料又は合成燃料の混合割合ごとの使用した貨物自動車の情報

### 1-2. バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量の見込み	使用台数の見込み	行追加
バイオディーゼル	100%	2.0 kl	1台	削除
バイオエタノール	10%	2.0 kl	20台	削除

## 18 中長期計画書の作成

## (Ⅲ 1 - 1 非化石エネルギー自動車の使用割合8t以下)

- 非化石エネルギーへの転換において、非化石エネルギー自動車の使用の目標台数を記載。
- バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報、非化石エネルギー自動車（車両総重量8t以下）への転換に関する事項及び参考情報、充電設備の設置数を記載。

## 1 - 3. その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8t以下）への転換に関する事項及び参考情報

⑨

・委託先と協議し、全部で30台を委託している貸切便（チャーター便等）において、電動自動車を10台使用したため、上記⑤に10台参入している。

・混載便ではあるが、委託先と協議し、Otを運ぶ再荷水素燃料電池自動車を1台使用する予定である。この委託先で使用するのは当該車両のみであり、上記⑤に参入するのは1台のみとしている。

## 1 - 4. 充電設備の設置数（車両総重量8t以下の貨物自動車）

⑩

充電設備の設置数	目標		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数 (①+③)
	2030	年度	
39 口	30		32 台

No	記入のポイント
⑨	・非化石エネルギー自動車の台数への算入についての補足情報（算入方法、推計方法、その推計方法を前年度から変更した場合の理由）、目標に関する解説
⑩	・目安の設定はしていないため、自主的に目標を設定

## (Ⅲ 1 - 5 非化石エネルギー自動車の使用割合8t超)

- 非化石エネルギー自動車の使用の目標台数を記載。
- バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報、非化石エネルギー自動車（車両総重量8t超）への転換に関する事項及び参考情報を記載。

### 1 - 5. 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t超の貨物自動車）

区分	自家用及び荷主専用輸送に使用する貨物自動車	
	目標	2026年度 年度
電気自動車	①	1台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	10台
プラグインハイブリッド自動車	③	1台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	2台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	14台
自家用及び荷主専用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	200台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	5台
電動車割合 (参考)	(①+②+③+⑦) / ⑥	8.5%
非化石エネルギー自動車割合	⑤ / ⑥	7.0%

自動計算

### 1 - 6. バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	使用台数の見込み	行追加
バイオディーゼル	100%	20.0 kl	2台	削除
合成燃料	10%	1.0 kl	1台	削除

### 1 - 7. その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8t超）への転換に関する事項及び参考情報

・委託先等と協議し、需要に応じた使用台数分の開発計画を策定し、2026年度には水素燃料自動車を3台、2028年5台、2030年には更に10台を導入する計画を立てている。

### ② 1 - 8. その他定量的な目標

計画内容	年度	目標	行追加
ディーゼル小型トラックの代替車両を小型電気トラック(5t超～7t未満)に	2025年	1台	削除
ディーゼル小型トラックの代替車両を小型電気トラック(5t超～7t未満)に	2026年	2台	削除

No	記入のポイント
①	・目安の設定はしていないため、自主的に目標を設定
②	・各輸送機器について自主的に目標を設定している場合に記入

## (Ⅲ 2 非化石エネルギーの転換に関する定性的な目標)

- 計画内容を種類別に計画内容と実施時期を記載。
- 定量的に記載できない取組ながら、効果の高い取組も参考情報に記載。

### 2-1. 計画内容

① 対策	② 計画内容	② 実施時期	行追加
車両に使用する電気の使用量の管理、実運用体制の構築を図る	車両に使用する電気の使用量の管理、実運用体制の構築を図る	2026 年 ~ 2026 年	削除
車両に使用する電気の非化石エネルギー割合を増加させる施策の検討	車両に使用する電気の非化石エネルギー割合を増加させる施策の検討	2027 年 ~ 2027 年	削除
貨物輸送事業者との連携	輸送事業者、着荷主と連携して、充電サービス事業者と輸送ルート上に	2026 年 ~ 2028 年	削除

### 2-2. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

③ 幹線輸送が多いため、長距離輸送において有効な手段を模索すべく、トラック等の輸送機器の他、燃料の調達環境やインフラの整備状況等から、積載率や航続可能距離等が輸送において問題無いか判断するため、EV、FCVのみならず、鉄道・船舶等と比較し実証実験を実施している。その結果、○地区～○地区における輸送②においては、○にて輸送することが有効であると確認できた。

### 2-3. 前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由	行追加
輸送用機械器具への使用を目的とした非化石エネルギーの	バイオエタノール燃料を○商社止まる○年までに○OKI調達する予定	調達実施済。	削除

対策	追加された計画	理由	行追加
			削除

No	記入のポイント
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対策の種類別 例：技術開発・実証試験への参画、貨物輸送事業者等との連携、輸送用機械器具への使用を目的とした非化石エネルギーの供給</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実施期間は表 I の「本計画書の計画期間」との整合性のこと</li> <li>• 実施期間は年月で記入（開始期間及び終了期間）</li> <li>• 単年度の実施の場合、2023年～2023年と記入</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に記載できない取組ながら、効果の高い取組やその他非化石エネルギーへの転換に資する実証試験等について記入</li> </ul>

提出

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

● 報告書を提出するには、必ず入力チェックを行う必要があります。

## 定期報告書の提出

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

**報告書の提出**

外部連携・データ連携

報告書の提出

報告書（届出書等）のファイルアップロード

報告書（届出書等）の一覧

システム操作に関するマニュアル

左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フローで操作を進めます。

①クリックします。

②クリックします。

次ページへ

- 報告書を提出するには、必ず入力チェックを行う必要があります。

## 報告書（届出書等）一覧画面

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データなし		 
2025	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		 
2025	省エネ法定期報告書（工場等）	一時保存データなし		 
2025	省エネ法定期報告書（特定荷主）	一時保存データあり	2025/10/29 12:06 (2025/10/29 12:06)	  
2025	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし		 

「✓」マークをクリックします。

入力チェックの結果、問題がない場合は「報告書の内容は、問題ありませんでした。」とメッセージダイアログが表示されます。これで報告書を提出することができます。

- 入力チェックに問題があった場合、報告書画面に遷移しメッセージが表示されています。
- メッセージに従って修正し再度入力チェックを行ってください。

## 【エラーメッセージが表示されている場合】

エラーメッセージが表示されている場合、提出することはできません。  
メッセージに従って修正し入力内容を保存後、再度入力チェックを行ってください。

省エネ法：定期報告書(特定荷主)

事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。⇒

報告書データの更新

外部ファイルを取り込み

- 表紙：主たる事務所の所在地/電話番号は必ず入力して下さい。

## 【警告メッセージのみが表示されている場合】

警告メッセージの内容を確認し、必要があれば修正し入力内容を保存後、再度入力チェックを行ってください。  
修正が不要な場合は、次ページ以降の手順にそって提出してください。

省エネ法：定期報告書(特定荷主)

事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。⇒

報告書データの更新

外部ファイルを取り込み

- 第5表：2-1 中長期計画書と定期報告書の値が一致していない項目があります。[電気自動車：特定表 XX 中長期 YY]

- 入力チェックの結果、問題が無ければ提出ボタン（紙飛行機マーク）が表示されます。
- 「提出」ボタンをクリックして、提出先を登録してください。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2025年 \*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

報告書の提出

### 報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

**提出ファイル一覧**

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データなし		✎ ▶ 📄 🗑️
2025	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		✎ ▶ 📄 🗑️
2025	省エネ法定期報告書（工場等） <span style="color: green; font-weight: bold;">OK</span>	一時保存データなし		✎ ▶ 📄 🗑️
2025	省エネ法定期報告書（特定荷主）	一時保存データあり	2025/10/29 12:06 (2025/10/29 12:06)	✎ ✔️ ▶ 📄 🗑️
2025	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし		✎ ▶ 📄 🗑️
2025	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		✎ ▶ 📄 🗑️
2025	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出書	一時保存データなし		✎ ▶ 📄 🗑️
2025	省エネ法エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	一時保存データなし		✎ ▶ 📄 🗑️

クリックします。



- 提出先選択画面が表示されます。各項目のプルダウンから提出先を設定します。
- 複数の提出先を登録する場合は、「追加」ボタンをクリックします。
- 主たる事業を所管する省庁について、「主」にチェックを付けてください。主たる事業が複数省庁による共管の場合は、複数選択可能です。

## 提出先選択画面

提出先選択

提出ボタンを押すと、以下の提出先に報告書（届出書等）が提出されます。社内決裁等が終了していることを確認してから、提出ボタンを押下してください。

**基本情報**

提出年度: 2025年度  
 報告書: 省エネ法定定期報告書（工場等）  
 特定事業者番号／特定連鎖化事業者番号／認定管理統括事業者番号  
 特定荷主番号／認定管理統括荷主番号  
 特定輸送事業者指定番号／認定管理統括輸送事業者指定番号  
 特定排出者コード／特定漏えい者コード  
 事業者名: Web入力  
 報告書形式: Web入力

提出先	省庁名	局	担当課・室	説明	削除
<input type="checkbox"/>	経済産業省	(選択なし)	(選択なし)	報告書から抽出	削除

**【必須】** 主たる事業を所管する省庁の左端「(主)」にチェックを入れて下さい。  
 (主たる事業が複数省庁による共管の場合は複数選択可。)  
 自動設定された提出先は、過年度の報告書又は細分類番号から推奨している提出先です。必要に応じて修正して下さい。

※省エネ法定定期報告書（様式第9）及び過対法報告書においては報告書に記載した主たる事業の所管省庁と、(主)のチェックが一致する【報告書の該当箇所】  
 ・省エネ法定定期報告書（様式第9）：特定-第12表1  
 特定事業者全体欄にある「当該事業を所管する大臣」欄  
 ・過対法報告書様式第1：表紙  
 「特定排出者の主たる事業を所管する大臣」欄

経済産業省以外の事業所管省庁についてはこちらを参照

報告書を提出する

提出先選択時、同じ省庁で提出先を複数登録することはできません。同じ省庁の別部局、別課室での確認をご希望の場合は、提出前に提出先省庁へご連絡とご確認をお願いします。

- 報告書を提出するには、提出先選択画面から「報告書を提出する」ボタンをクリックします。
- 報告書の提出が完了すると、「受領書をダウンロードする」というボタンが表示されますので、そこを押下すると受領書をダウンロードすることができます。社内で報告書を提出したことを証明する書類としてご利用ください。

## 提出先選択画面

提出先選択

提出ボタンを押すと、以下の提出先に報告書（届出書等）が提出されます。社内決裁等が終了していることを確認してから、提出ボタンを押下してください。

**基本情報**

提出年度: 2025年度  
 報告書: 省エネ法定定期報告書（工場等）  
 特定事業者番号/特定連携事業者番号/認定管理施設事業者番号  
 特定荷主番号/認定管理施設荷主番号  
 特定輸送事業者番号/認定管理施設輸送事業者番号  
 特定排出者コード/特定漏えい者コード  
 事業者名: [入力欄]  
 報告書形式: Web入力

提出先	業行名	品	担当課・室	説明	行追加	削除
<input type="checkbox"/>	経済産業省	(選択なし)	(選択なし)	報告書から抽出	行追加	削除

【必須】主たる事業を所管する省庁の左端「（主）」にチェックを入れて下さい。  
 （主たる事業が複数省庁による共管の場合は複数選択可。）  
 自動設定された提出先は、過年度の報告書又は細分類番号から推測している提出先です。必要に応じて修正して下さい。

※省エネ法定定期報告書（様式第9）及び過対法報告書においては報告書に記載した主たる事業の所管省庁と、（主）のチェックが一致するようにしてください。  
 【報告書の該当箇所】  
 ・省エネ法定定期報告書（様式第9）：特定-第1表1  
 特定事業者全体欄にある「当該事業を所管する大臣」欄  
 ・過対法報告書様式第1：表統  
 「特定排出者の主たる事業を所管する大臣」欄  
 経済産業省以外の事業所管省庁についてはこちらを参照

クリックします。



報告書を提出する

2025年度 省エネ法定定期報告書（特定荷主）

上記の報告書を提出します。  
 以下の項目を確認し、チェックしてください。

- エネルギー使用量に記載もれはありませんか？
- 数値、桁数、単位に間違いはありませんか？
- その他記載内容に間違いはありませんか？

報告書を提出する

全てのチェック項目にチェックを入れた後、「報告書を提出する」ボタンをクリックします。

● 定期報告書の入力および提出の状況は、提出ファイル一覧の「ステータス」で確認できます。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

報告書（届出書等）一覧画面








作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2026	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	    
2026	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		   
2026	省エネ法定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/02/20 17:35 (2025/02/20 17:33)	    
2026	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）：  肖申出書	一時保存データなし		   
2026	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		   
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出書	一時保存データなし		   
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	一時保存データなし		   
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）兼任承認申請書	一時保存データなし		   
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）兼任承認申請書	一時保存データなし		   
2026	省エネ法中長期計画書（工場等）	一時保存データなし		   
2026	省エネ法貨物輸送量届出書	一時保存データなし		   
2026	省エネ法輸送能力届出書	一時保存データなし		   

- EEGSの報告書一覧画面で表示するアイコンについて説明します。

	編集・詳細	表示されている行の内容の編集を行います。 表示されている行の詳細画面に遷移します。
	削除	表示されている行の削除、報告書が不要の場合の削除を行います。
	PDF出力	受領書等のPDF出力を行います。
	提出	報告書の提出を行います。
	入力チェック	報告書の入力チェックを行います。
	取り下げ依頼	報告書の取り下げ依頼を行います。
	取り下げ依頼解除	報告書の取り下げ依頼の解除を行います。

- EEGSに登録した報告書をファイル出力（ダウンロード）できます。（提出前でも、登録済であれば出力が可能です）

## 定期報告書の提出

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

**報告書の提出**

外部連携・データ連携

報告書の提出

報告書（届出書等）のファイルアップロード

**報告書（届出書等）の一覧**

クリックします。

システム操作に関するマニュアル

左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フロー及び簡易マニュアルをご覧ください。

クリックします。

次ページへ

- 報告書（届出書等）一覧画面から提出ファイル一覧を表示します。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2026年 \*\*\*\*\*
事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

報告書の提出

外部連携・データ出力

管理機能

ログアウト

### 報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2026	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	
2026	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		
2026	省エネ法定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/02/20 17:35 (2025/02/20 17:33)	
2026	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）兼任承認申請書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）兼任承認申請書	一時保存データなし		
2026	省エネ法中長期計画書（工場等）	一時保存データなし		
2026	省エネ法貨物輸送量届出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法輸送能力届出書	一時保存データなし		

次ページへ

- 「報告書本体」欄の「本体一括ダウンロード形式選択」で、出力するファイルの形式を選択します。
- 「作成済みファイル一覧」ボタンをクリックすると、ダウンロードファイルの一覧画面に遷移します。状況が「作成済」になったらファイル名をクリックし、ダウンロードしてください。

## 報告書基本情報画面

※画面遷移後下までスクロールしてください

②ファイルのダウンロード状況を確認する場合は、「作成済みファイル一覧」をクリックします。

①ファイル形式を選択します。

①で「PDF」を選んだ場合は、続けて「PDF出力」をクリックします。

ファイル名をクリックします。

ID	作成日	報告書名	状況
516852	2025/02/20 18:12:03	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成中
516851	2025/02/20 18:06:15	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済
516850	2025/02/20 18:05:37	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済
516849	2025/02/20 18:04:32	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済

● EEGSや旧電子報告システムで提出された過年度の報告書をファイル出力（ダウンロード）することができます。

## 定期報告書の提出

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

**報告書の提出**

外部連携・データ連携

①クリックします。

報告書の提出

報告書（届出書等）のファイルアップロード

**報告書（届出書等）の一覧**

②クリックします。

システム操作に関するマニュアル

左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フロー及び簡易マニュアルをご覧ください。

- 「報告書の提出」メニューから「報告書（届出書等の一覧）」をクリックし、遷移先の報告書検索画面の提出年度欄に参照したい報告書の年度を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

## 報告書（届出書等）一覧画面

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

①クリックします。

②参照したい年度を選択します。

③参照したい報告書を選択します。

④クリックします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	  
2025	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		  
2025	省エネ法定定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/10/27 11:23 (2025/02/20 17:33)	  

- 以降の操作は、当年度の報告書を出力する場合と同様です。P.128「EEGSの操作 定期報告書のファイル出力」を参照してください。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2025年 \*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

### 報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

**提出ファイル一覧**

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2022	省エネ法定期報告書（工場等）	提出済・確認済	2023/03/16 10:52 (2023/01/20 16:05)	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">✎</span> <span>▶</span> <span>◀</span> <span>📄</span> <span>🗑️</span> <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px;">提出先</span> </div>

クリックします。

取り下げ・差戻しからの再提出

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 報告書の取り下げを行う場合には、まず、報告書を提出した省庁に電話等で連絡し、許可をとってください。
- その上で、報告書（届出書等）の一覧画面から、取り下げを行う報告書の「矢印」をクリックします。すると、取り下げ依頼を行う報告書の確認画面が表示されるので、「取り下げ依頼」ボタンをクリックしてください。
- 取り下げ依頼を行い、省庁が承認すると、報告書のステータスが「**取り下げ済**」に変わります。「**取り下げ済**」になってから、報告書の修正を行い再提出してください。
- なお、**取り下げを行うと提出日が更新されるのでご注意ください。**

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書(様式第2)	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法定期報告書(工場等)	提出済・確認前	2025/02/20 18:04 (2025/02/20 18:04)	[Icons] <b>↓</b> [Icon] 提出先
2025	省工不法特定事業者(特定連鎖化事業者)指定取消申出書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法エネルギー管理統括者(管理企画推進者)選任・解任届出書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法エネルギー管理者(管理員)選任・解任届出書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法エネルギー管理統括者(管理企画推進者)兼任承認申請書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法エネルギー管理...	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法中長期計画書(工...			[Icons]
2025	省工不法貨物輸送届出書			[Icons]
2025	省工不法輸送能力届出書			[Icons]
2025	省工不法輸送能力届出書(...			[Icons]
2025	省工不法認定管理統括事業...			[Icons]
2025	省工不法連携省エネルギー計画認定申請書	一時保存データなし		[Icons]

ステータス内容により、次の取り下げ依頼画面での操作が異なります。

- ・提出済み・確認前 : 省庁ユーザが定期報告書の内容を確認する前のため、取り下げ依頼事由の入力は不要です。
- ・提出済み・確認済 : 省庁ユーザがすでに定期報告書の内容を確認済みであるため、取り下げ依頼事由の入力が必要です。

- 取り下げた／差戻された報告書を修正・保存した上で、報告書（届出書等）一覧画面に遷移します。
- ファイルアップロードにより登録した報告書はEEGS上で修正できないので、ファイル上で修正した上で再度ファイルをアップロードしてください。
- まず、「入力チェック」ボタン(チェックマーク)をクリックして、入力チェックを行います。。  
そこでエラーメッセージが表示されなければ、「提出」ボタン(横矢印マーク)をクリックして、報告書を再提出します。

報告書（届出書等）一覧画面

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を確認する

複数ファイル一括

Web入力、または、作成済ツールによるWebファイル編のアップロードでは提出は完了していません。  
報告書の提出は、提出元の業務を行い、提出段階の移行をお願いします。

届出年 限	報告書	ステータス	届出日時時刻 (YYYYMMDD)	操作
2024	燃料油報告書（届出書）	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法定期報告書（工場等）	提出済み	20240228 18:25 (20240228 18:48)	✓ > 📄 🗑️ 再提出
2024	省エネ法定期事業報告（特定建築物事業者）（特定建築物等）	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法部分工場等報告書	一時		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法エネルギー管理施設報告（管理士所属施設）施設・報告施設	一時		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法エネルギー管理施設報告（管理士）施設・報告施設	一時		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法エネルギー管理施設報告（管理士所属施設）報告施設申請書	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法エネルギー管理施設報告（管理士）報告施設申請書	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法中核型建築物（工場等）	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法省エネルギー報告書	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法削減率報告書	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法削減率報告書（報告）	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法定期報告書事業者に係る届出申請書	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️
2024	省エネ法関係省エネルギー削減率申請書	一時保存データなし		✓ > 📄 🗑️

①「✓」マークをクリックして、入力チェックを行います。

②「提出」マークをクリックして、再提出します。

# 公開FAQのよくある質問

- よくある質問の回答は資源エネルギー庁のホームページに掲載されています。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/faq/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/faq/index.html)

## 省エネ法にかかるQ&A【荷主編】

キーワード検索（Ctrl+F）する場合には、「すべて開く」をおすとWEB画面上で検索が行いやすくなるので便利です。

すべて開く

すべて閉じる

1. 算定期間について »
2. 特定荷主の指定について »
3. 算定範囲について »
4. 算定手法について »
5. データ把握方法について »
6. 輸送事業者からのデータ提供について »
7. 原単位について »
8. 原単位改善目標について »
9. 報告方法について »
10. 中長期計画書について »
11. 定期報告書について »

# <目次>

## I. 省エネ法の解説 2

- ・ 省エネ法の義務 3
- ・ 判断基準と管理標準 7
- ・ 原単位の管理 12
- ・ 省エネ政策 13

## II. 報告書作成の事前準備 15

- ・ 報告書作成の工程 16
- ・ EEGSの概要 17
- ・ EEGSの利用の流れと操作手順 23
- ・ 基本情報の入力・確認の流れと操作手順 35
- ・ 事業者情報の入力 37
- ・ 担当者の登録 40
- ・ お知らせ情報の確認・登録 48

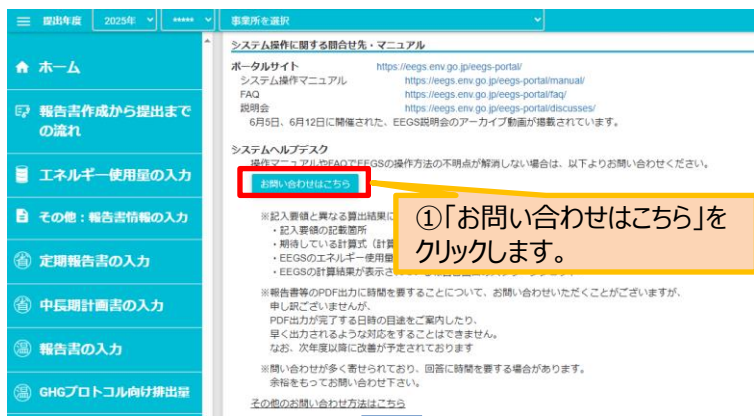
## III. 報告書作成方法 52

- ・ 報告書の作成・提出の流れと操作手順 53
- ・ エネルギー使用量の入力 55
- ・ エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 77
- ・ 証書等による非化石エネルギー使用量の入力 79
- ・ 前年度の報告データの取り込み・編集 81
- ・ 報告書入力 85
- ・ 添付資料の登録 105
- ・ 報告書ファイルの登録 107
- ・ 中長期計画書の作成 111
- ・ 提出 119
- ・ 取り下げ・差戻しからの再提出 134

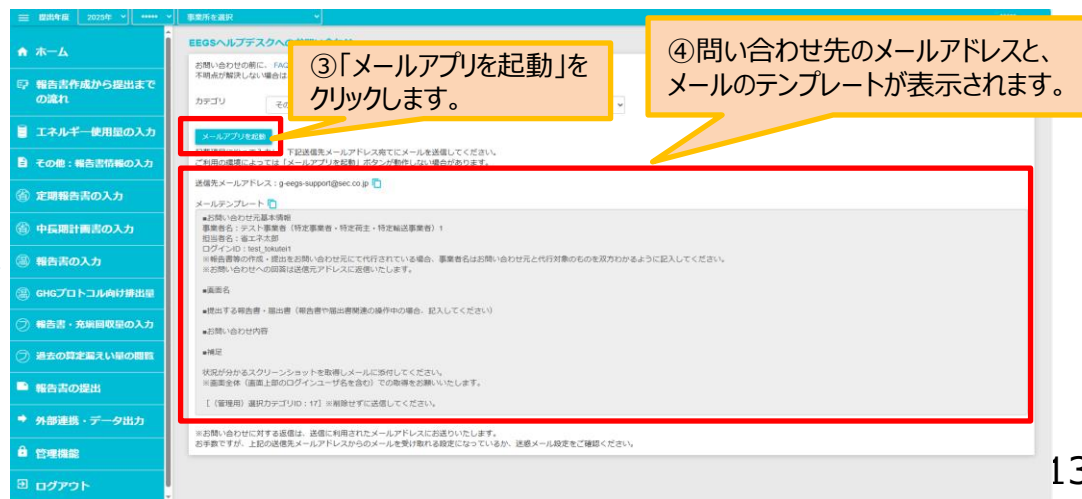
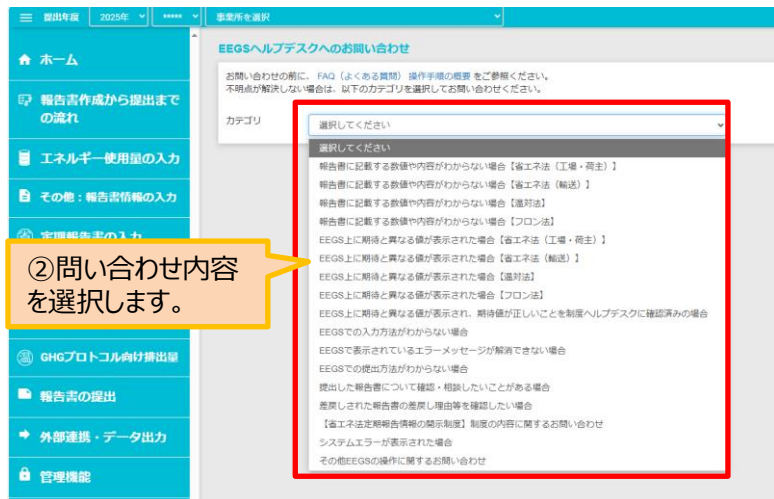
## IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介 138

# お問い合わせ先

- EEGSの操作マニュアルやFAQは、以下のEEGSポータルサイトに掲載しています。  
<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>
- 操作マニュアルやFAQでもEEGSの操作方法の不明点が解消しない場合は、**EEGSログイン後の「お問い合わせはこちら」**からお問い合わせください。



- ホーム画面の「お問い合わせはこちら」ボタンをクリックし、問合せ内容のカテゴリを選択すると、問合せ先のURLやメールアドレス及びメールテンプレートが表示されます。
- 「メールアプリを起動」ボタンが表示される場合、それをクリックするとメールアプリが起動します。画面に表示されているメールテンプレートをコピーしてメール本文に貼り付け、必要な情報を記入の上、送信してください。



# 各種お問い合わせ先

- ご質問の内容に応じて、複数の窓口を用意しております。

## ○定期報告書・中長期計画書の書き方等のヘルプデスク

< フォームからのお問い合わせはこちら >

<https://tayori.com/f/sehd2025/>

※可能な限り電話ではなく、フォームからの問い合わせをお願いします。

< 電話でのお問い合わせはこちら >

ナビダイヤル：0570-000-787（通話料がかかります）

受付時間：9:20～17:20（土日、祝日、年末年始(12/30～1/3)を除く）

省エネ法ヘルプデスクのHPには、Q&Aが沢山掲載されています。

ご活用下さい。

<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

## ○EEGSの操作ヘルプデスク

操作マニュアルやFAQでEEGSの操作方法の不明点が解消しない場合は、EEGSログイン後の、「お問い合わせはこちら」から、EEGSヘルプデスクへお問い合わせください。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>

操作マニュアル

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

## ○温対法に関するヘルプデスク

<メールでのお問い合わせ>

**回答内容について正確を期すため、可能な限りメール**でのお問合せをお願いいたします。

e-mail：[gvc-helpdesk@nttdata-strategy.com](mailto:gvc-helpdesk@nttdata-strategy.com)

<電話でのお問い合わせ>

TEL：03-6261-4953 受付時間：平日9時半から18時まで（12時から13時は除く）

※土日・祝日・GW（4/29～5/6）・年末年始（12/27～1/4）を除く